

第 三 次
防 府 市 地 域 福 祉 計 画
防府市地域福祉活動計画

< 令和 3 年度 ~ 令和 7 年度 >

(中間素案)

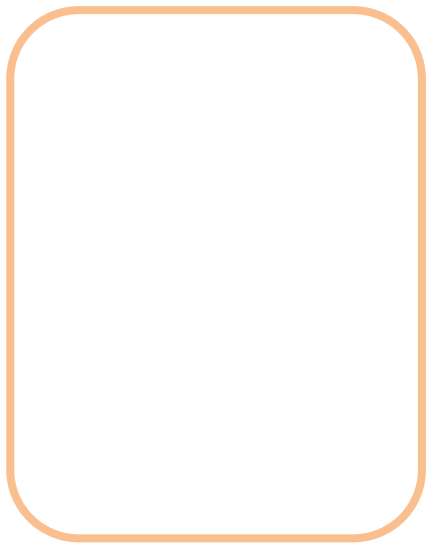
誰もが安心して
明るく楽しく暮らしていける
まちづくり

～ 見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府 ～

令和 3 年 3 月

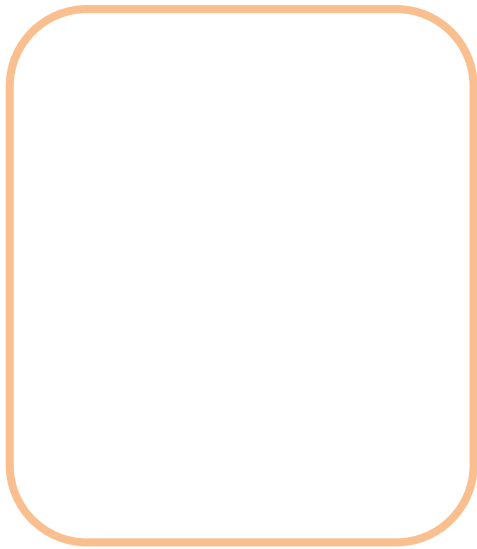
防 府 市
防府市社会福祉協議会

はじめに



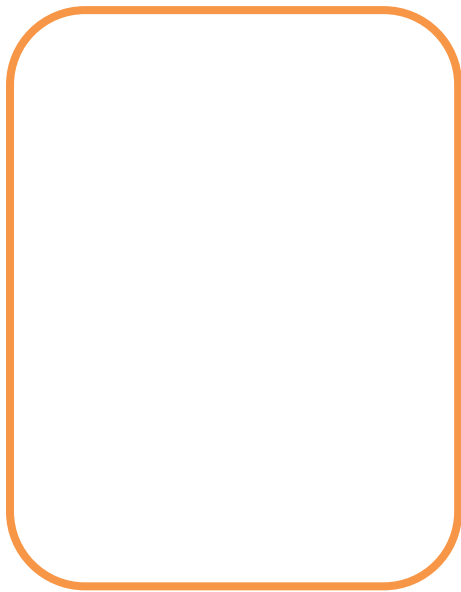
令和3年3月

防府市長 池 田 豊



令和3年3月

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会
会 長 柴 田 學 樹



令和3年3月

防府市地域福祉推進協議会
会 長 草 平 武 志

目 次

第 1 章 計画策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け・性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 地域福祉を推進する活動単位
- 6 圏域の設定

第 2 章 地域福祉を取り巻く状況と課題・・・・・・・・P. 11

- 1 防府市の状況
- 2 地域における課題

第 3 章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・P. 27

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 活動目標と実施目標

第 4 章 地域福祉推進のための取組・・・・・・・・P. 33

- 基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり
基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり
基本目標Ⅲ 誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり

第 5 章 計画の推進と評価・・・・・・・・P. 92

- 1 計画の推進体制
- 2 それぞれの役割
- 3 財政上の措置
- 4 計画の評価

資料編・・・・・・・・P.

- 1 防府市地域福祉推進協議会設置要綱
- 2 防府市地域福祉連絡会議設置要綱
- 3 防府市地域福祉推進協議会委員名簿
- 4 市民アンケート調査結果（概要）
- 5 地区座談会実施結果（概要）
- 6 計画の策定経過
- 7 用語解説

◎「＊」が付されている用語は、P

の「用語解説」を参照してください。

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化等の社会情勢の急速な変化による地域での連帯感の希薄化や相互扶助機能の低下、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に、地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

こうした中、改めて「地域の支え合い」の重要性が認識され、地域の相互扶助機能のぜい弱化、孤立世帯の増加、悪質な商法、家庭内暴力や虐待、ひきこもり、自殺等、実際に抱えている様々な問題に、自治体はもとより、地域の見守り活動を始めとした身近な支援の必要性がこれまで以上に高まっています。

平成 23 年 6 月の介護保険法改正により高齢者への施策として、地域包括ケアシステム^{*}の考え方が打ち出され、介護保険制度の枠だけで完結するのではなく、たとえ重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供され、協働^{*}する地域福祉の強化が求められてきました。

また、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することとされました。

さらに、平成 29 年 2 月の社会福祉法改正においては、市町村に対して、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、世代や分野を超えて「我が事・丸ごと」の地域づくりを実現する「地域共生社会」の考え方が打ち出されるとともに、地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

また、地域共生社会を実現するうえで、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、平成 29 年 3 月の「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定において、成年後見の利用の促進及び利用に関する整備への取組がより一層求められております。

本市では、昭和 58 年 3 月に行った“福祉都市宣言”の下、福祉への多種多様化するニーズに対する適切な対応と誰もが思いやりと助け合いの中で住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すための新たな互助システムの構築に向けて、市、市社会福祉協議会^{*}、地域社会の主役である住民や地域が取り組むための指針として、平成 23 年 3 月に本計画の第一次計画、平成 27 年 3 月に第二次計画を策定しました。

本計画は、これまでの計画における理念や課題への対応を継続しつつ、刻々と変化する社会の状況とそれに対応する新しい福祉施策を踏まえ、今後 5 年間に^{*}おける市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体等が取り組む新たな指針となるべく策定したものです。

(参考) 福祉都市宣言(昭和58年3月22日)

地方自治の本旨は住民の社会福祉の向上にあることは、言をまたないところである。

本市は地理的条件に恵まれ、県の中核都市として産業・経済及び文化等に飛躍的な発展を遂げている。

しかし反面、生活水準向上のかけに発生している各種の障害、高令化は年々増加の傾向にある現状も決してゆるがせにはできない。

「心のかようなきめ細い福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多種多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。

市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、ここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言する。

2 計画の位置付け・性格

本計画における「地域福祉計画」は、地域福祉の推進を基本理念の一つに掲げた社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、また、本市における行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」を踏まえつつ、保健福祉分野における各個別計画の「上位計画」に位置付け、地域福祉を総合的に推進するための計画として策定しています。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられている社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画となります。

このように、市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」が目指すところは地域福祉の推進という共通の目的を持っており、互いに補完・補強し合う関係が望まれることから、内容の共有等、一体となって地域福祉を推進する必要があると考え、市民アンケートや地区座談会の開催及び、防府市地域福祉推進協議会等で協議を重ねてきました。これにより、「地域福祉計画」においては基本的な取組の方向性を、「地域福祉活動計画」においては市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体それぞれの役割を示すことにより、一体的な計画として本計画をまとめました。

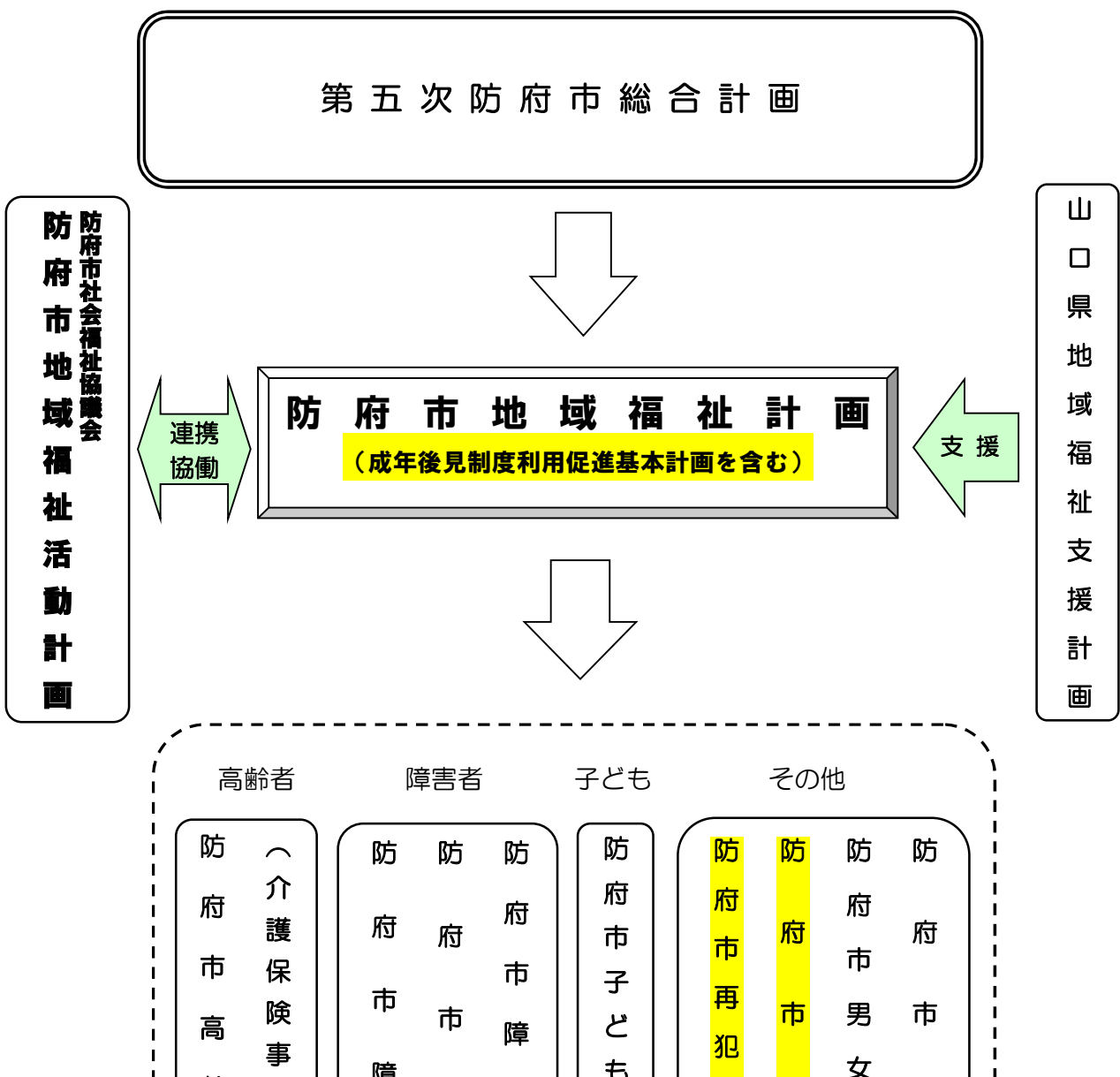
本計画は、平成28年4月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村が定める基本的な計画(成年後見制度利用促進基本計画)を包含する計画とします。

また、地域を挙げて地域福祉の推進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すものであります。今後は、本計画をそれぞれの地域で十分に

(参考) 社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)

理解、認識していただき、それぞれの実情に合った具体的な取組等を協議、検討いただき、
実りある地域福祉の推進を図っていただくことを期待するものです。

総合計画や他の個別計画等との関係



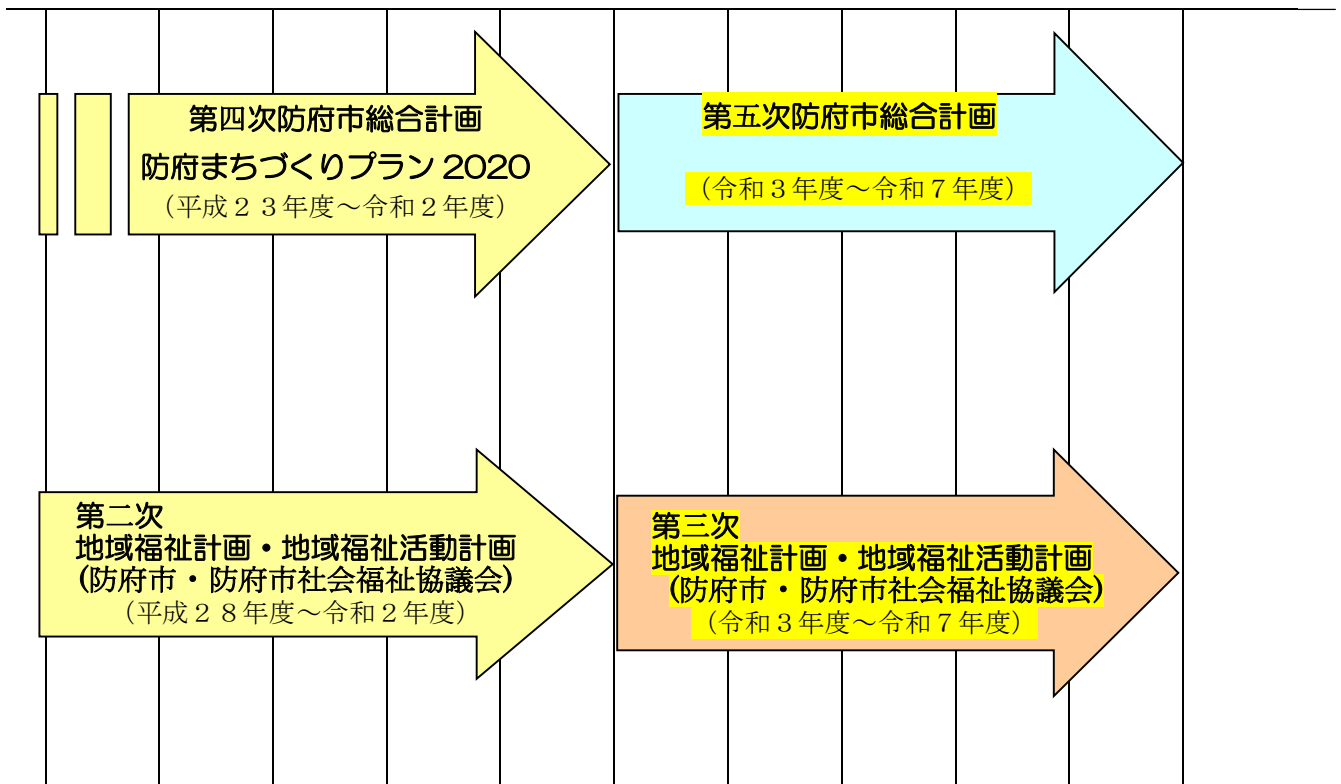
3 計画の期間

本計画の期間は、本市の総合計画や保健福祉関連計画等の計画期間も考慮し、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

なお、計画策定後は、必要に応じて見直しをしていきます。

計画の期間

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--



〔参考〕保健福祉分野の他の個別計画

- | | |
|---|--------------|
| ○ 第9次防府市高齢者保健福祉計画
(第8期介護保険事業計画・老人福祉計画) | 令和3年度～令和5年度 |
| ○ 第5次防府市障害者福祉長期計画 | 令和3年度～令和8年度 |
| ○ 第6期防府市障害福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| ○ 第2期障害児福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| ○ 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| ○ 第5次防府市男女共同参画推進計画 | 平成30年度～令和4年度 |
| ○ 第2次防府市健康増進計画 | 平成28年度～令和7年度 |
| ○ 防府市自殺対策計画 | 令和2年度～令和8年度 |
| ○ 防府市再犯防止推進計画(予定) | 平成3年度～令和7年度 |

4 計画の策定体制

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、公私協働による計画策定が重要であるため、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会とが連携して策定作業を進めました。

(1) 防府市地域福祉推進協議会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を行い、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を反映するため、計画全般にわたり協議されました。

計画策定後は、市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、計画の進行管理・見直しを行います。

（２）市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、地域福祉計画を策定する上での基礎資料とすることを目的として、令和元年9月に「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

（参考）市民アンケート「地域福祉に関する意識調査」の実施結果

調査対象 : 18歳以上の防府市民2,000人
 抽出方法 : 無作為抽出法
 調査方法 : 郵送によるアンケートの配布・回収
 回答者 : 872人（回答率43.6%）

（３）地区座談会

地域住民が自ら考え、様々な意見をまとめて地域の課題を明確にしていくことを目的とした地区座談会を、市内4か所において開催しました。

地区座談会には、自治会や地区社会福祉協議会を始め地域で活動されている様々な団体の関係者や住民が参加され、自分たちの地域の生活の困り事（生活課題）とそれに対する解決方法について熱心に討論が行われ、^{*}KJ法により意見の集約を図りました。

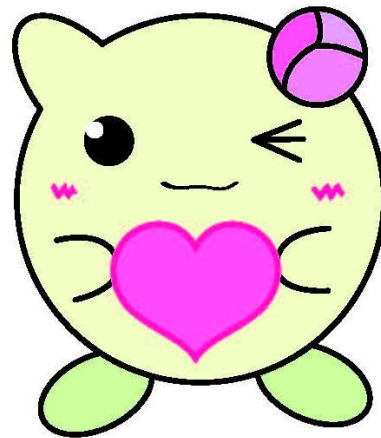
（参考）地区座談会の開催状況

牟礼地区	:	令和元年	6月22日（土）開催	参加人数	132名
勝間地区	:	令和元年	8月29日（木）開催	参加人数	43名
向島地区	:	令和元年	11月22日（金）開催	参加人数	49名
西浦地区	:	令和2年	1月16日（木）開催	参加人数	49名

※KJ（ケージェー）法 カード化された多くの意見や気付きの中から関連するものをグループ化し、アイデアの展開や問題解決の糸口を探り出していくための手法をいいます。

（４）^{*}パブリックコメント

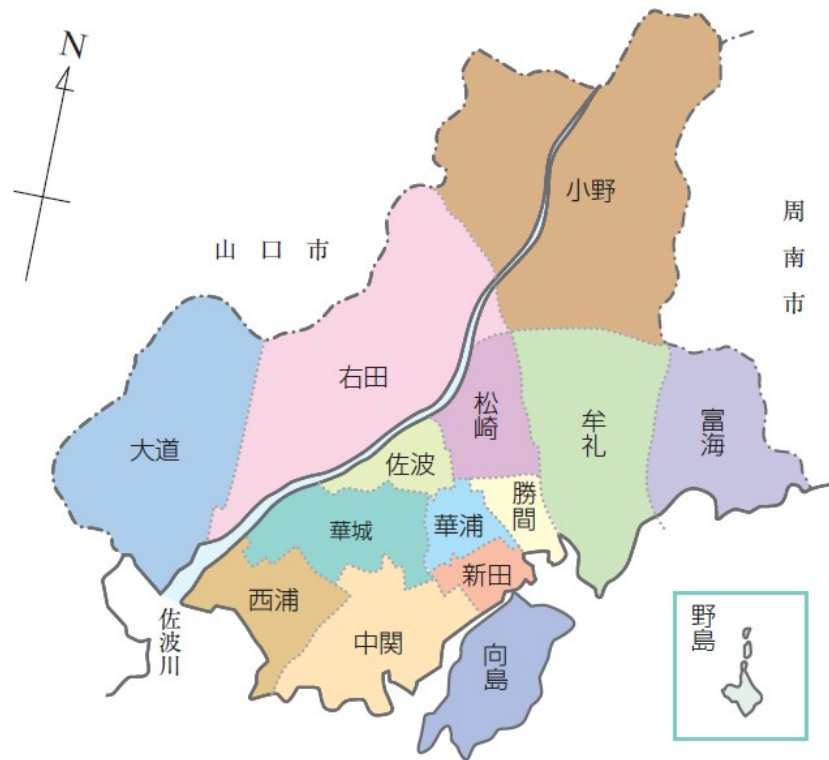
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、市役所1号館1階閲覧コーナーや各出張所、各公民館、地域協働支援センター（ルルサス防府2階）、生涯学習課（市文化福祉会館内）、市ホームページで本計画の素案を公開し、広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントを実施しました。



5 地域福祉を推進する活動単位

地域福祉計画については、市の行政計画との位置付けがあり、関係する他の個別計画との整合性の観点から市内全域を地域福祉推進の対象範囲としています。しかし、課題については少子高齢化といった市内全域にわたる共通課題がある一方で、山間部や中心市街地等住む地域によって抱える課題は多種多様であると考えられます。

誰もができるだけ身近な地域でその地域に合った適切なサービスの提供や施策の展開が求められていることから、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に当たっては、住民参加によるこれまでの地域活動の実績も鑑み、第二次計画に引き続き15の地区社会福祉協議会を活動単位として捉えることとします。



地域福祉において、関係する住民や関係機関等の活動や対応において、様々な範囲が想定されます。

本計画では、関係機関等の活動や対応における圏域を想定し、相互に連携を取りながら施策の展開を図っていくものとします。

圏域のイメージ

市全域

- ・ 市福祉事務所
- ・ 市社会福祉協議会(生活困窮者自立支援機関)
- ・ 子育て世代包括支援センター(まんまるほうふ)
- ・ 子ども家庭総合支援拠点(こども相談室)
- ・ 地域包括支援センター

住民団体の活動圏域

- ・ 自治会連合会(16地域)
- ・ 地区民生委員児童委員協議会
- ・ 地区社会福祉協議会
- ・ 公民館
- ・ 学校(PTA)

共助活動圏域

- ・ 自治会
- ・ 自主防災組織
- ・ 民生委員、児童委員
- ・ 福祉員

隣近所

第2章

地域福祉を取り巻く 状況と課題

1 防府市の状況

(1) 人口の状況

最新版を記載します

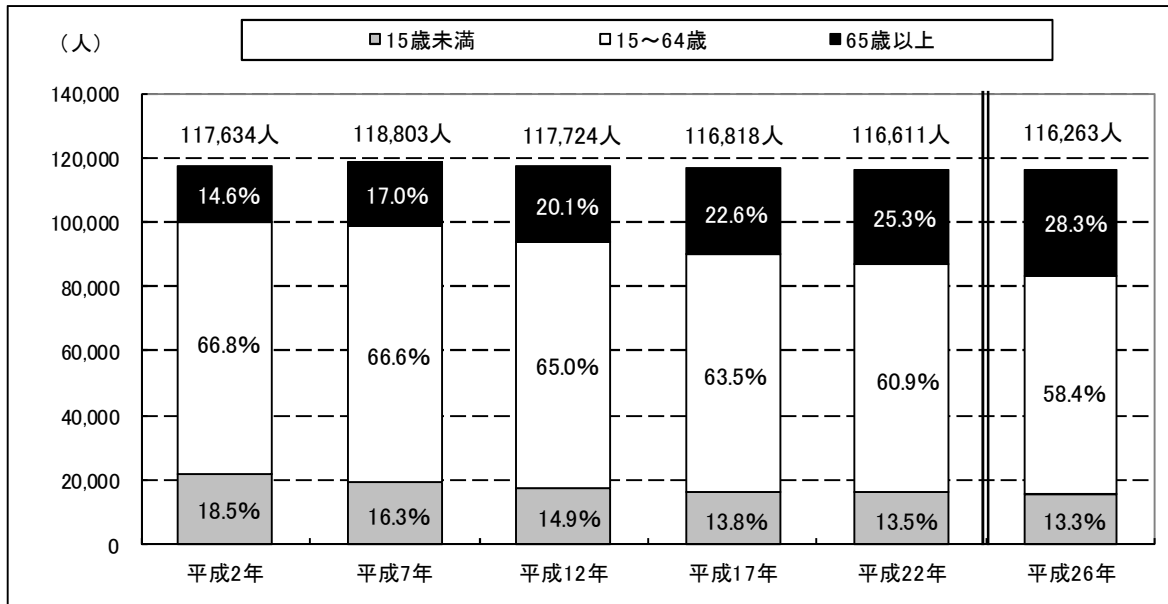
1 人口の推移

本市の総人口は、平成2年以降11万8千人前後で推移しており、特に大きな変化はなく一定の人口規模を保っています。

年齢別にみると、15歳未満の年少人口は減少しており、15～64歳の生産年齢人口の割合も平成7年をピークに減少しています。一方、65歳以上の老年人口は年々増加しており、平成7年には老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、平成26年では総人口の約3割を老年人口が占めています。今後も、少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	117,634人	118,803人	117,724人	116,818人	116,611人	116,263人

年少人口 (0～14歳)	21,714人 (18.5%)	19,408人 (16.3%)	17,545人 (14.9%)	16,144人 (13.8%)	15,771人 (13.5%)	15,470人 (13.3%)
生産年齢人口 (15～64歳)	78,607人 (66.8%)	79,178人 (66.6%)	76,568人 (65.0%)	74,202人 (63.5%)	71,042人 (60.9%)	67,932人 (58.4%)
老年人口 (65歳以上)	17,149人 (14.6%)	20,217人 (17.0%)	23,610人 (20.1%)	26,387人 (22.6%)	29,506人 (25.3%)	32,860人 (28.3%)



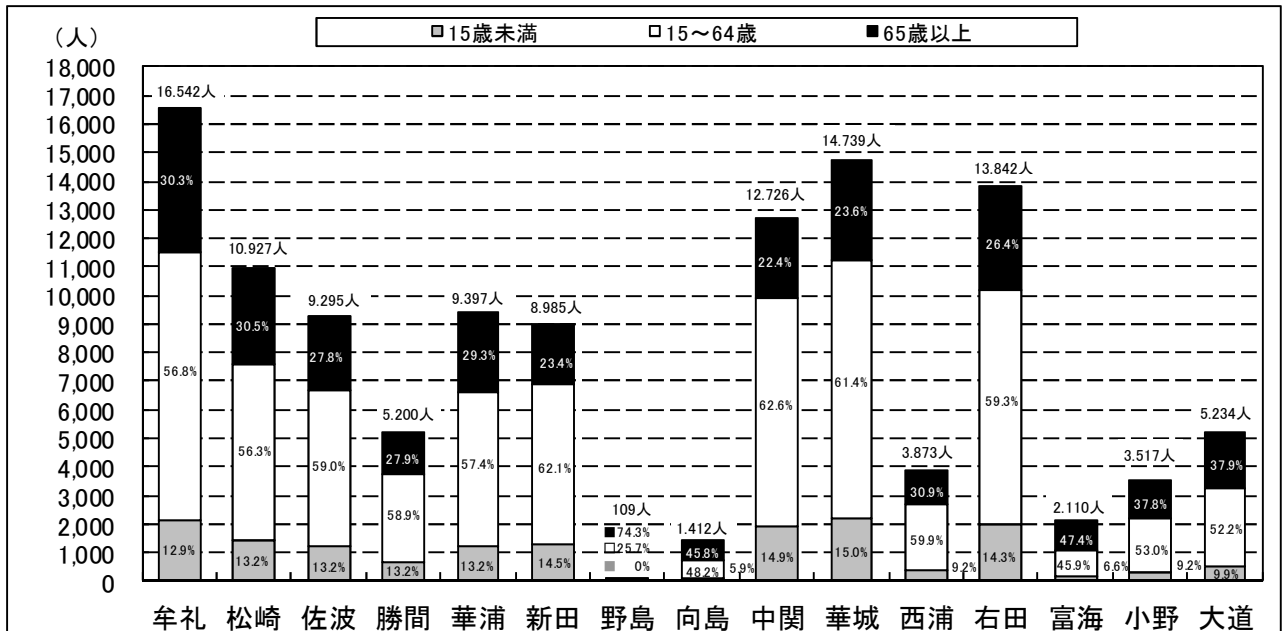
資料：平成2年～平成22年…国勢調査、平成26年…市町年別推計人口（山口県 平成26年10月1日現在）

※国勢調査の総人口には年齢不詳人口を含む。

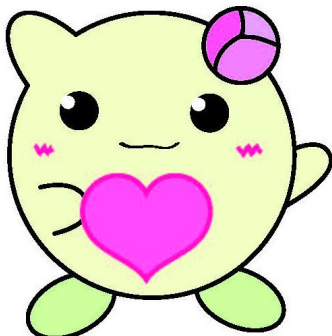
2 地区別の人口の状況

地区別の人口をみると、牟礼、華城、右田の順に多く、野島、向島、富海の順に少ない状況です。

年齢別にみると、15歳未満の年少人口の割合は華城が最も高くなっています。しかし、全ての地区において、65歳以上の老年人口の割合が年少人口の割合を上回っており、特に野島、向島、富海、小野、大道の人口の少ない地区において高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日現在）



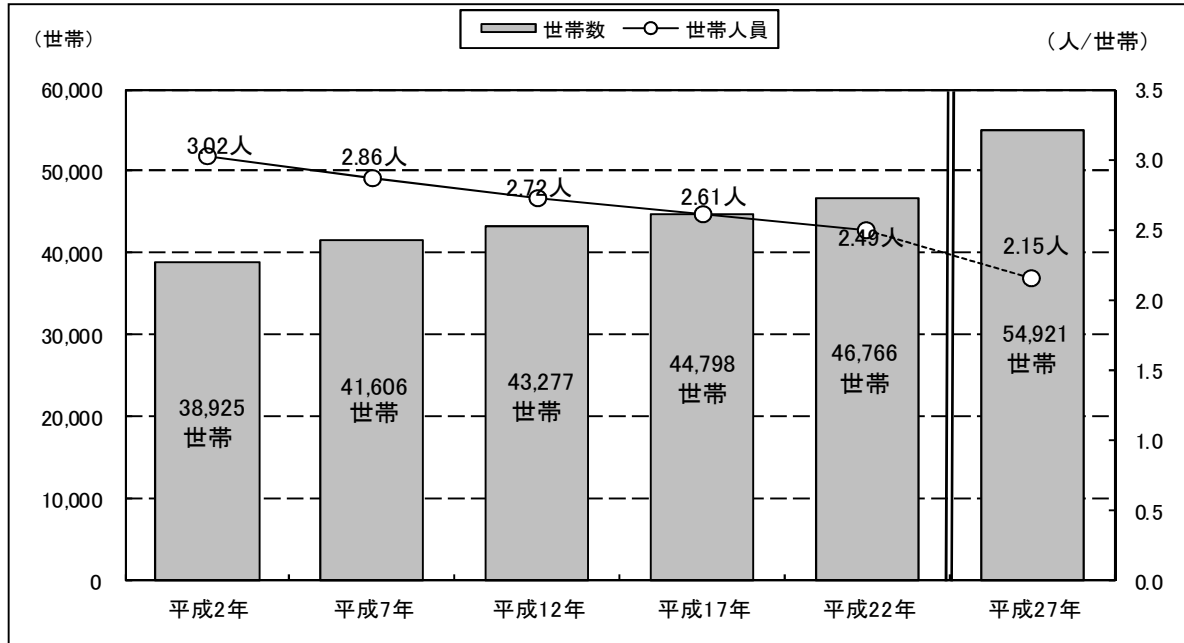
(2) 世帯の状況

最新版を記載します

1 世帯数・世帯人員の推移

総人口がほぼ横ばいである一方で、総世帯数は年々増加しています。

また、一世帯当たりの人員は年々減少しており、ひとり暮らし世帯の増加や核家族化が進行していると考えられます。



資料：平成2年～平成22年…国勢調査、平成27年…住民基本台帳（平成27年3月31日現在）

※世帯人員＝総人口÷総世帯数（国勢調査の総人口には年齢不詳人口を含む。）

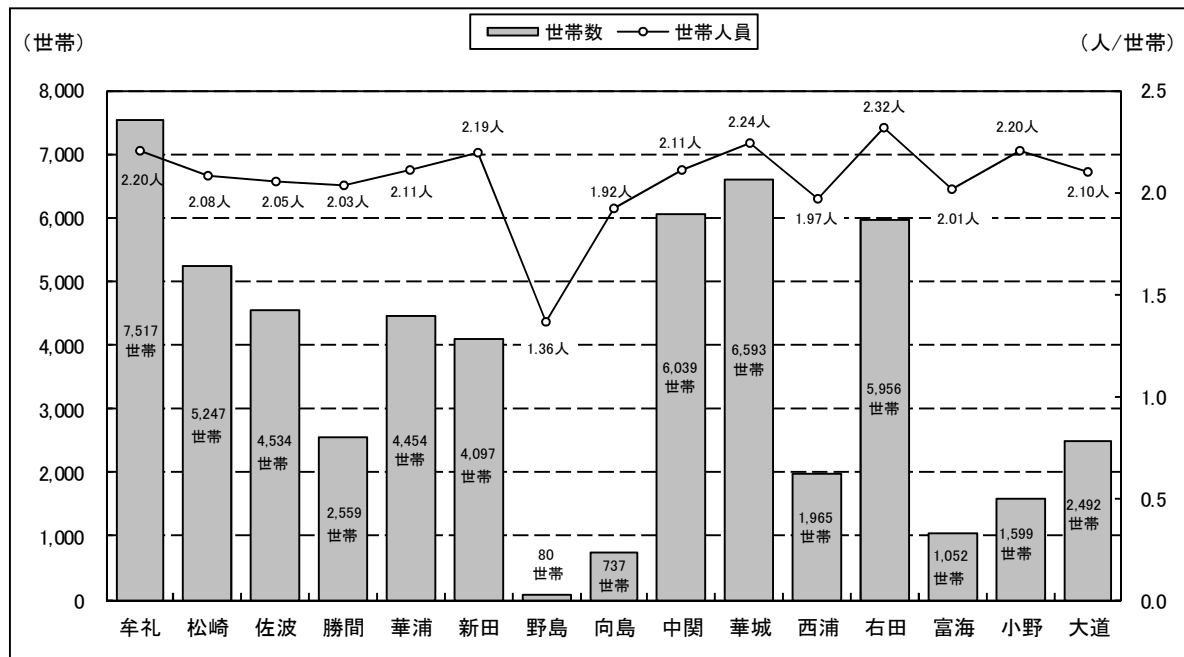
平成27年は、4月1日現在の住民基本台帳の総人口117,908人で計算）

2 地区別の世帯数・世帯人員の状況

最新版を記載します

地区別の世帯数をみると、ほぼ人口規模に比例しています。

また、一世帯当たりの人員をみると、右田が最も多く、次いで華城となっています。野島、向島、西浦については、一世帯当たりの人員が2人を下回っており、ひとり暮らし世帯が多いと言えます。



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日現在）

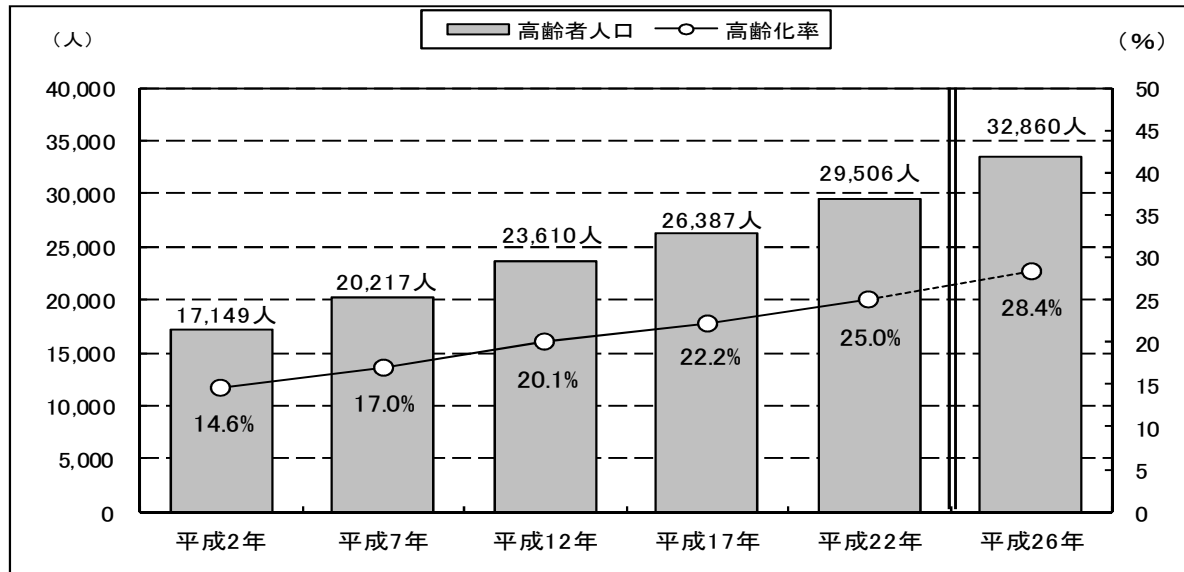
(3) 高齢者の状況

最新版を記載します

1 高齢化率の推移

高齢者人口（65歳以上）の増加に伴い、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も高くなっています。一般に高齢化率が14%を超えると「高齢社会」と呼ばれますが、本市では平成2年に14%を超え、平成26年には28.4%という高い高齢化率を示し、高齢化が進んでいると言えます。

なお、総務省統計局の推計（平成26年10月1日現在）によると、高齢化率は全国的にも26.0%となり、本格的な高齢社会を迎えています。中でも山口県は31.3%で全国4位という高い高齢化率となっています。



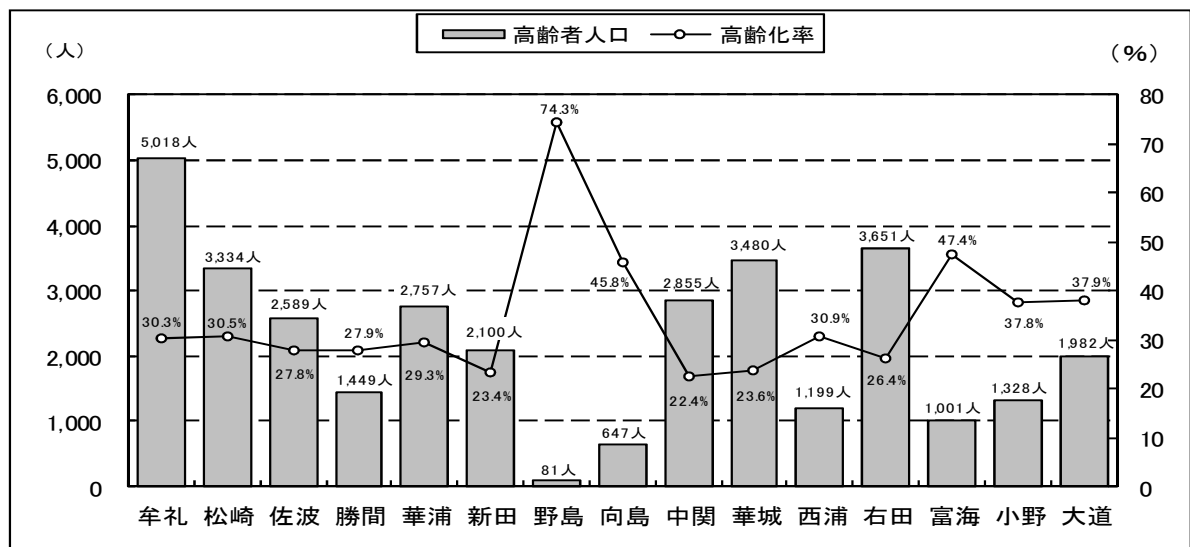
資料：平成2年～平成22年…国勢調査、平成26年…市町年齢別推計人口

※高齢化率＝高齢者人口÷総人口（国勢調査の総人口には年齢不詳人口を含む。）

最新版を記載します

2 地区別の高齢化率の状況

地区別の高齢化率をみると、野島、富海、向島の順に高く、人口の少ない地区において高齢化が進行していると言えます。



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日現在）

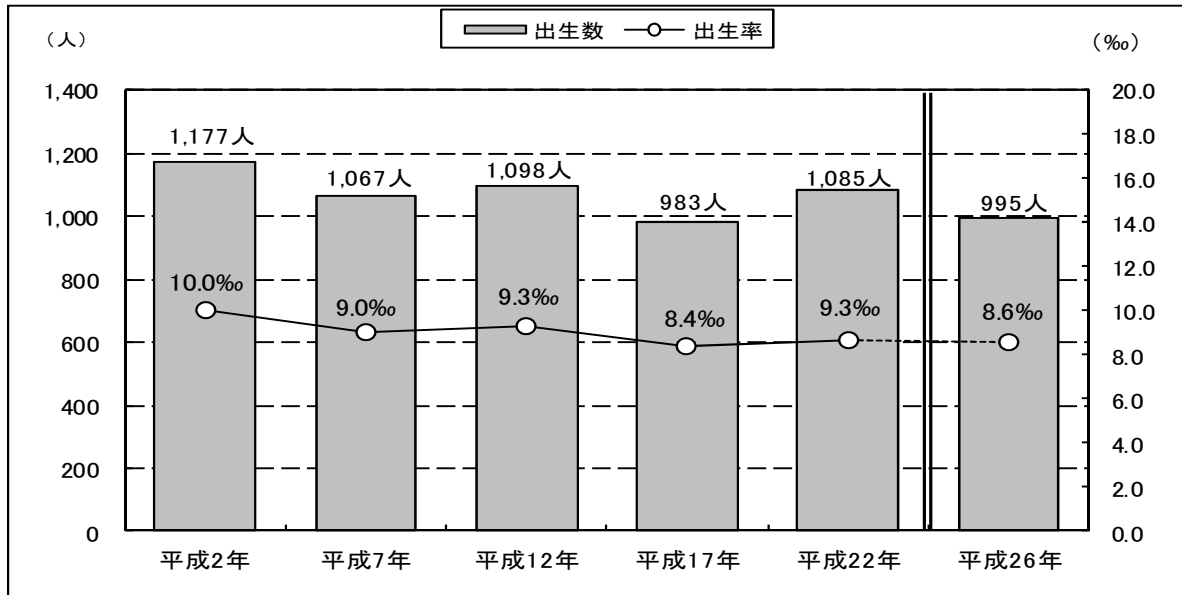
(4) 子どもの状況

最新版を記載します

1 出生の状況

出生数は、平成2年以降増減を繰り返し、平成22年には1,085人となったものの、平成26年は995人と若干減少しており、人口千人当たりの出生数の割合である出生率は8.6‰という状況になっています。

また、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、全国的に低下を続けていましたが、平成17年を境に若干増加し、平成25年では本市で1.76、山口県で1.56となっています。しかし、現在の人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っており、全国的に少子化が進行していると言えます。



資料：平成2年…住民基本台帳（平成2年3月31日現在）、

平成7年～平成26年…住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

※出生率（千人あたり）＝出生数／人口×1,000（単位：‰）

合計特殊出生率

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
防府市	—	1.44	1.49	1.42	1.64	1.76
山口県	1.56	1.50	1.47	1.38	1.56	1.56
全国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.43

資料：防府市…保健統計年報（山口県）、国勢調査、市町年齢別推計人口（山口県）から算出

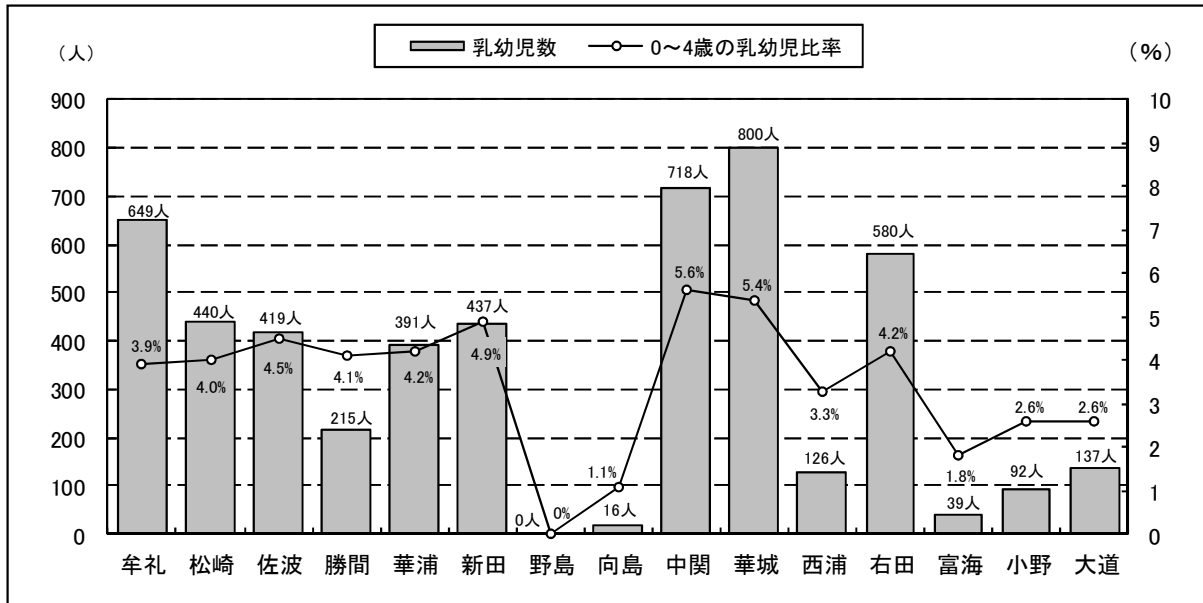
山口県・全国…人口動態調査

※合計特殊出生率：全国…母親の年齢15～49歳の各年齢における出生率の合計

山口県…母親の年齢15～49歳の5歳ごとの区分における出生率の5倍の合計

2 地区別の0～4歳の乳幼児の状況

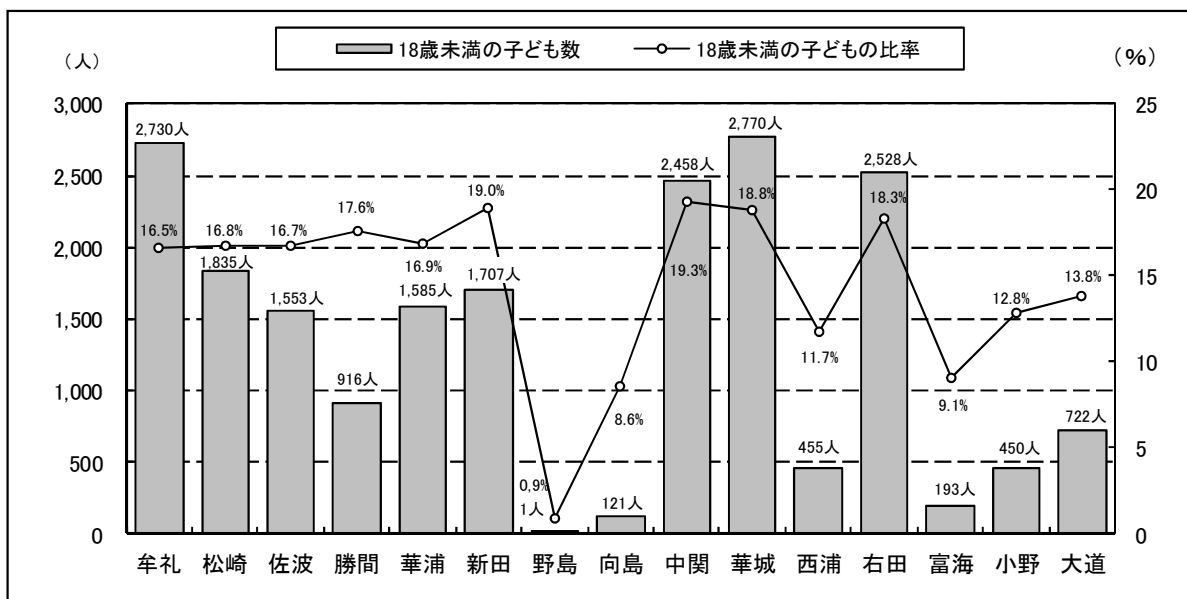
地区別の0～4歳の乳幼児比率をみると、本市全体では4.3%ですが、野島、向島、富海、小野、大道においては3%を下回り低くなっています。一方、中関、華城は5%を超えており、乳幼児が多いことが分かります。



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日現在）

3 地区別の18歳未満の子どもの状況

地区別の18歳未満の子どもの比率をみると、0～4歳の乳幼児比率と同様に、野島、向島、富海、西浦、小野、大道の順に低く、中関、新田、華城、右田の順に高い状況です。



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日現在）

（５）障害がある人の状況

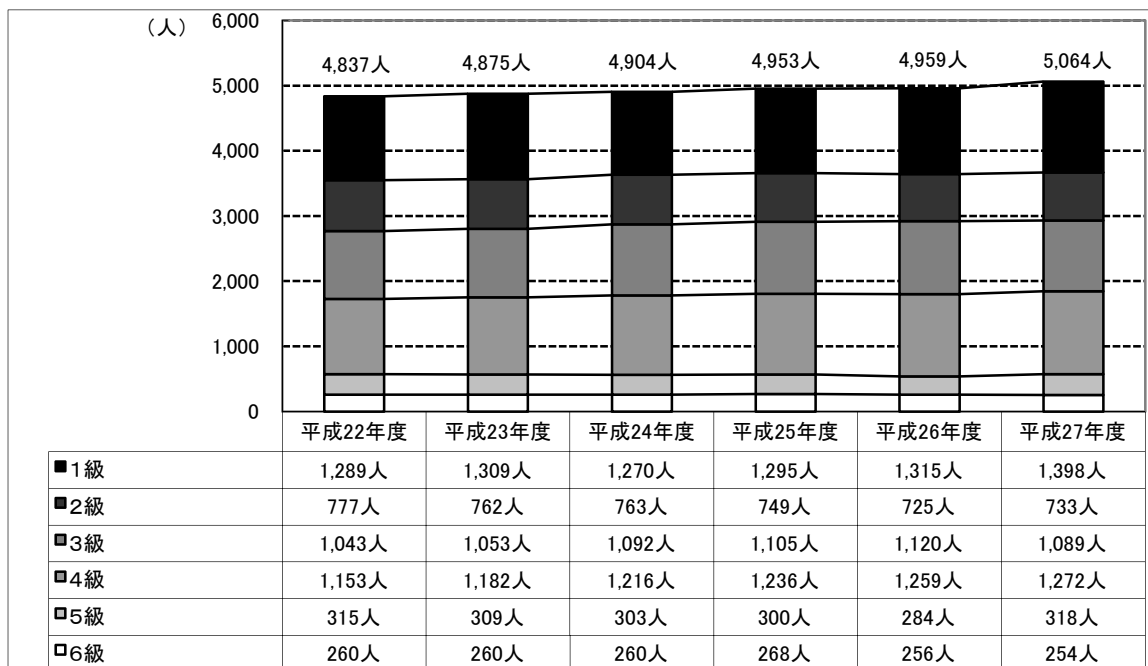
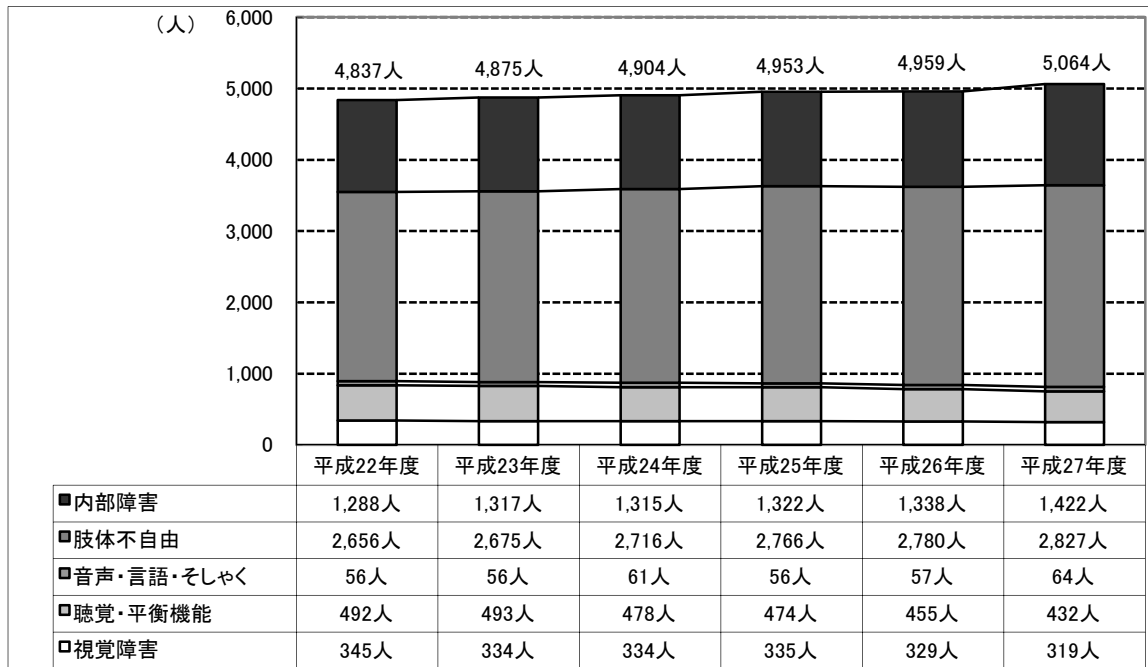
最新版を記載します

１ 身体障害者手帳の所持者の状況

平成22年度から平成27年度までの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、緩やかに増加していることが分かります。

障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多く、全体に占める割合は平成27年度において55.8%と過半数を超えています。次いで、内部障害が28.1%を占めています。

また、障害の等級別にみると、1級が最も多く、2級を合わせた重度の障害者は平成27年度において全体の42.1%を占めています。

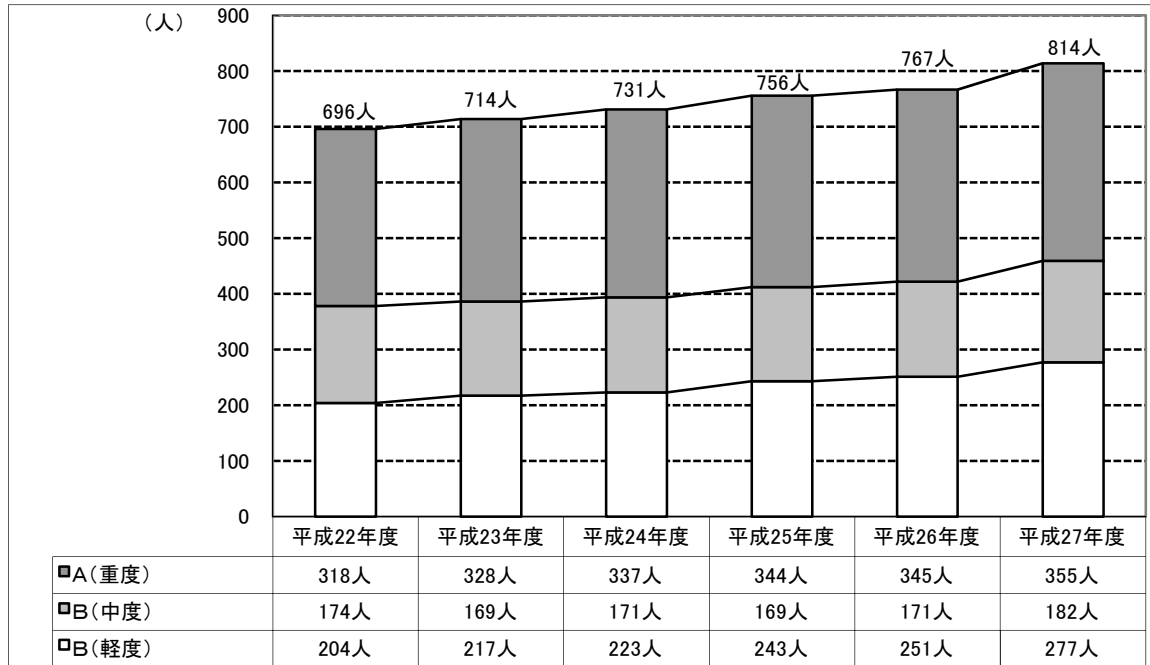


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

2 療育手帳の所持者の状況

平成22年度から平成27年度までの療育手帳（知的障害者に交付）所持者数の推移をみると、身体障害者数と同様に緩やかに増加していることが分かります。

また、障害の程度別にみると、平成27年度においてA（重度）が全体の43.6%を占めており、最も多くなっています。

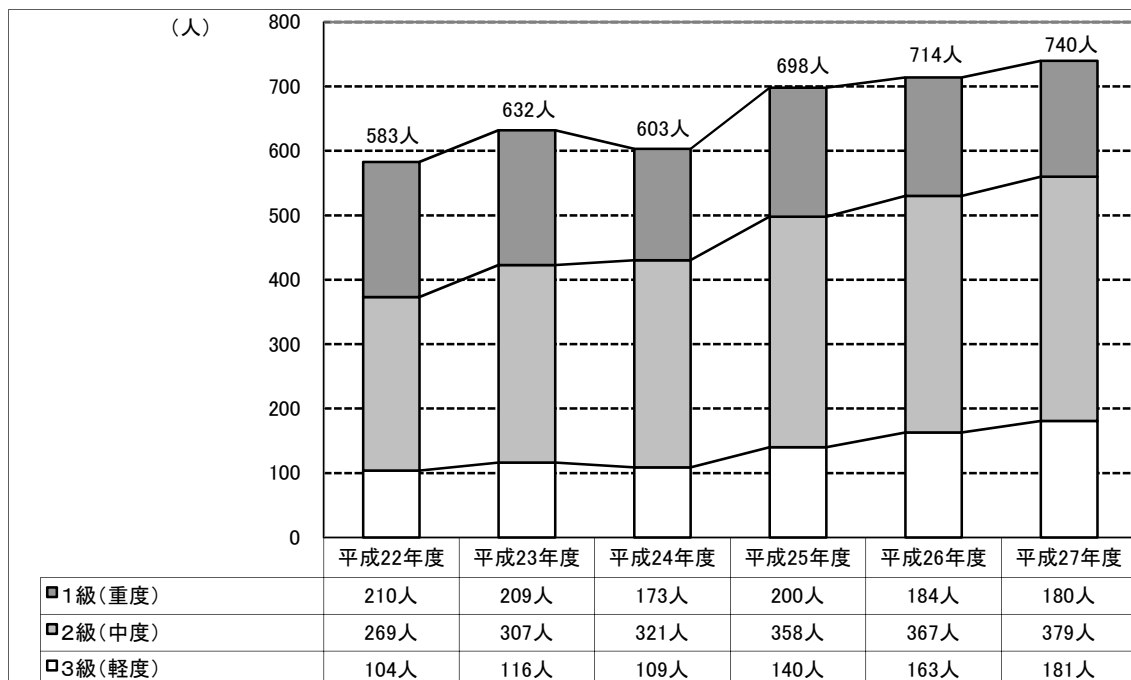


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

3 精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況

平成22年度から平成27年度までの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成25年度からは徐々に増加していることが分かります。

また、障害の等級別にみると、平成27年度において1級（重度）と2級（中度）が全体の75.5%を占めています。



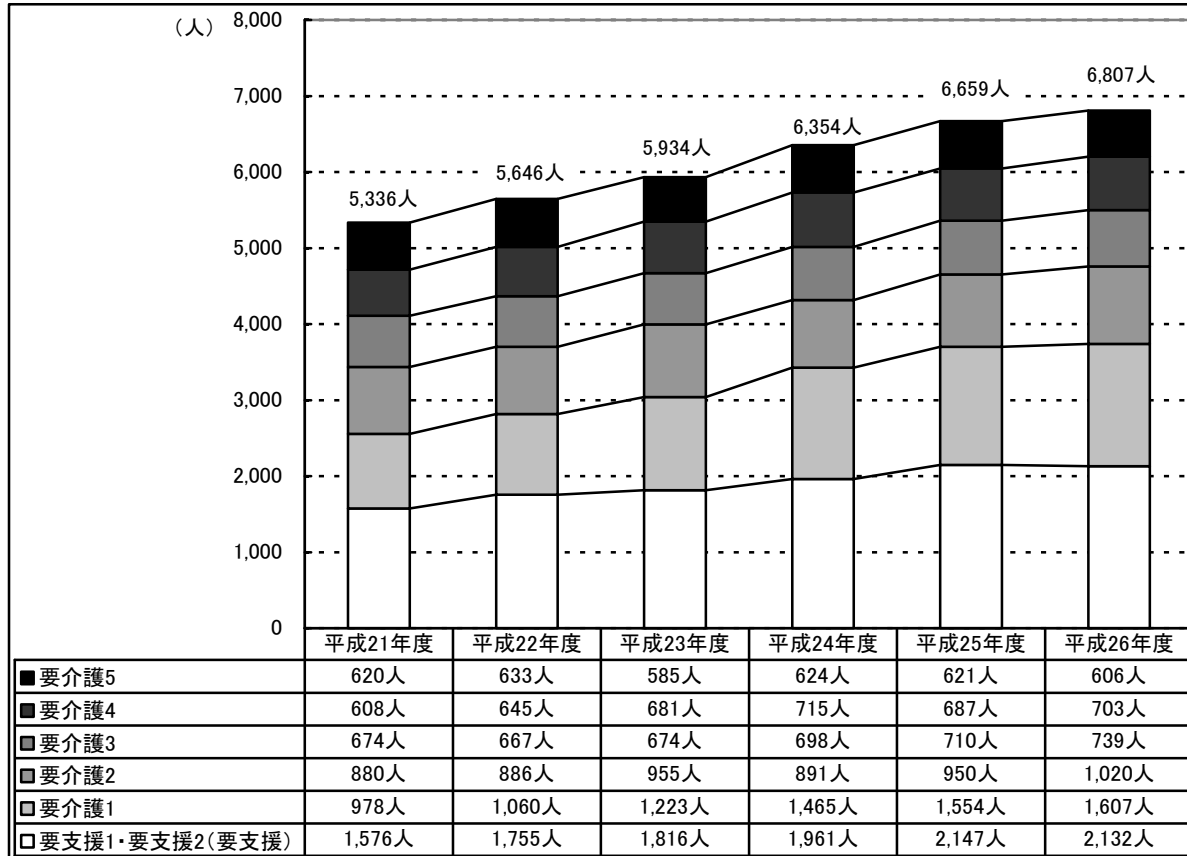
資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

(6) 支援を必要とする人の状況

最新版を記載します

1 要介護認定者数の推移

平成12年度に介護保険制度が施行されて以来、要介護認定者数は年々増加しています。要介護認定の程度をみると、要介護3までの軽度と中度の増加数が多くなっています。

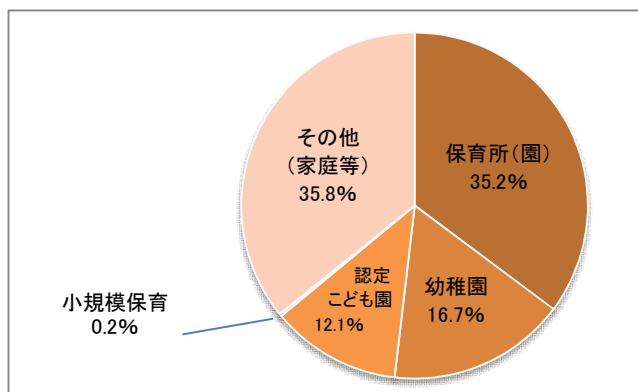


資料：高齢福祉課資料（各年度3月31日現在）

2 就学前児童の保育の状況

0～5歳の就学前児童の保育の状況を見ると、約65%の児童が保育所（園）や幼稚園等に通り、約35%の児童が家庭等で保育されています。また、近年の核家族世帯の増加や近所付き合の希薄化等により、地域における子育て家庭の孤立化も懸念されています。

0～5歳 就学前児童数	保育所（園）	幼稚園	認定こども園	小規模保育	その他（家庭等）
6,132人	2,159人 (35.2%)	1,021人 (16.7%)	744人 (12.1%)	14人 (0.2%)	2,194人 (35.8%)



資料：住民基本台帳、子育て支援課資料、学校教育課資料（平成27年5月1日現在）

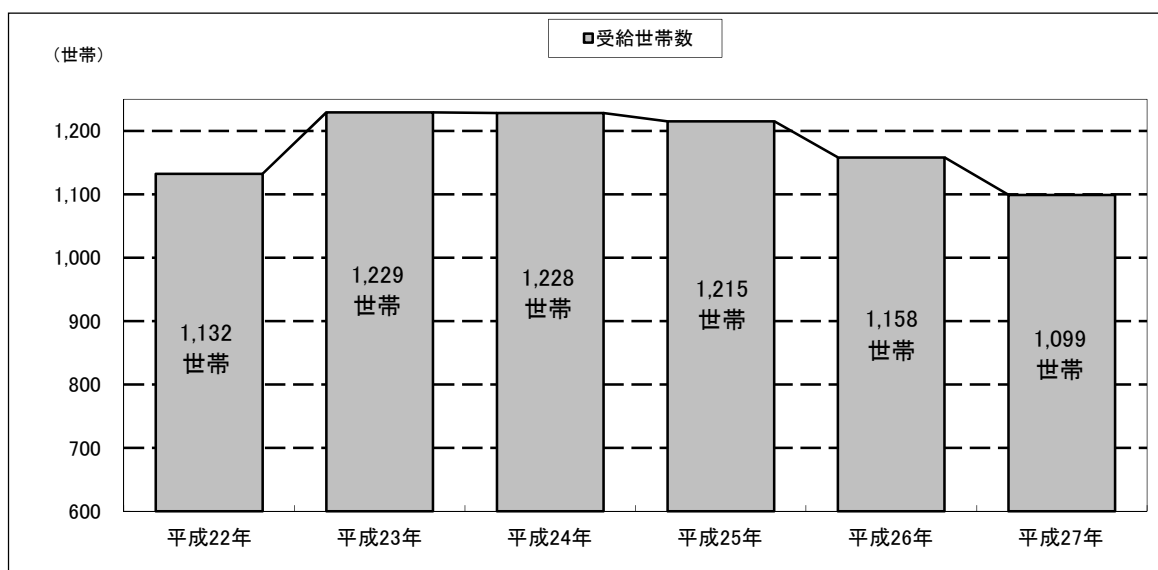
※保育所（園）、幼稚園の保育人数には、市外に住民票のある児童の人数を含む。

※本市に住民票があり市外の保育所（園）、幼稚園に預けられている児童は、その他（家庭等）に分類される。

※小規模保育は平成27年4月に開始された新制度

3 児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当受給世帯数の推移を見ると、対象に父子家庭が加わった平成23年をピークに減少傾向にあるものの、依然として多い状況にあります。この背景には、経済的自立が困難なひとり親家庭の増加が起因していると考えられ、地域や行政等による支援を必要とする子育て家庭が増えていることが分かります。



資料：子育て支援課資料（平成22年 8月31日現在、平成23年～平成27年 各年8月1日現在）

※児童扶養手当：父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図る目的で支給される手当

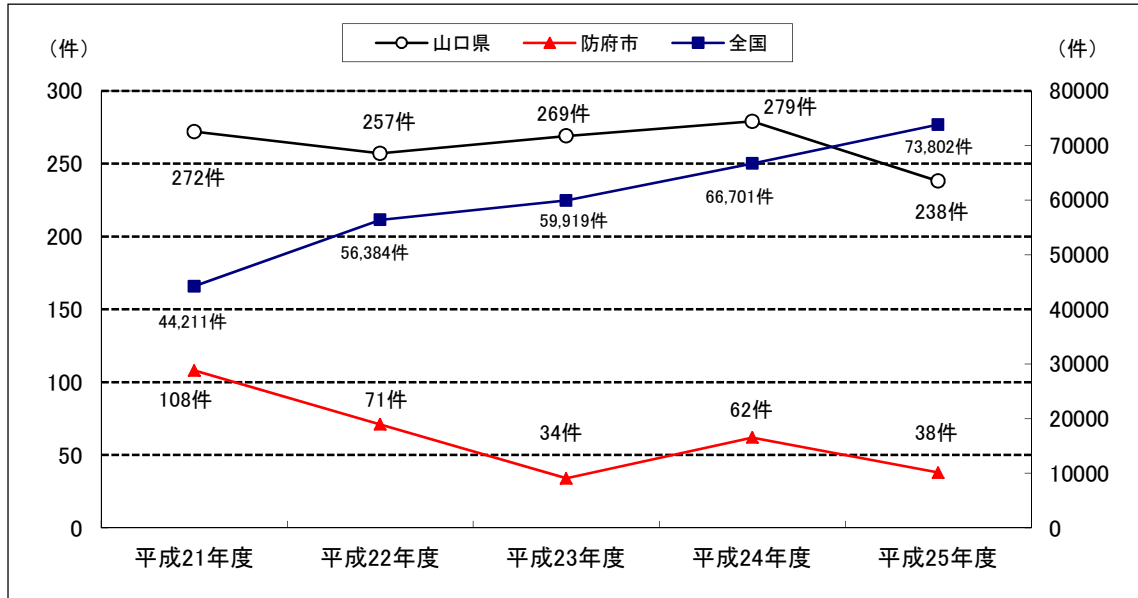
最新版を記載します

4 児童虐待の相談の状況

近年、保護者からの虐待を受けて子どもの尊い命が奪われる事件が後を絶ちません。

児童相談所における児童虐待の相談の処理件数の推移をみると、全国的には年々増加しています。本市においては、平成21年以降一旦減少した後、増減を繰り返しています。

子どもは親の、そして地域の宝物です。地域全体で、子育てにやさしい社会をつくるのが大切です。



資料：厚生労働省、山口県児童相談所資料（各年度3月31日現在）、福祉行政報告例年度報

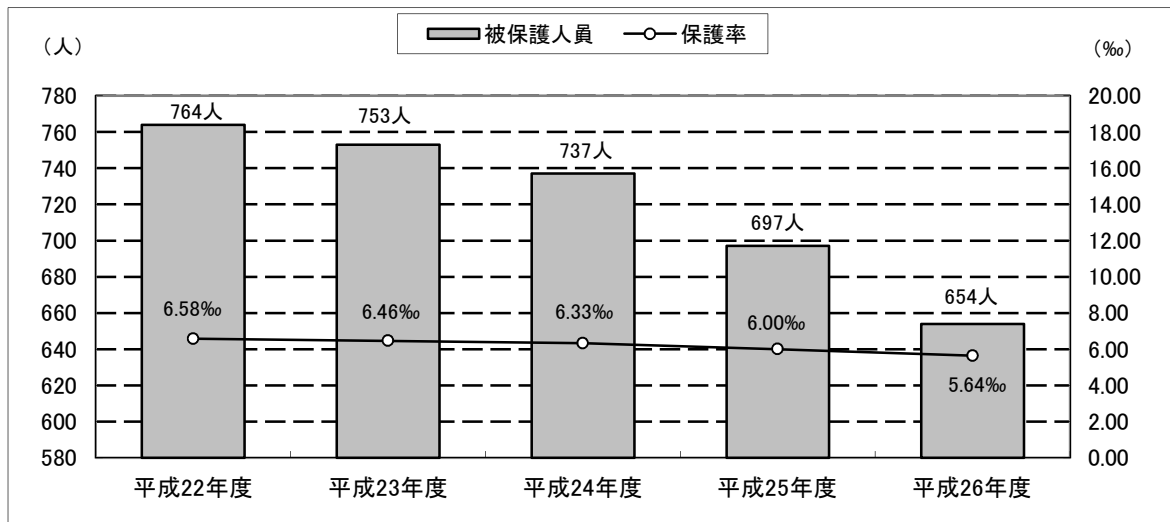
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

最新版を記載します

5 生活保護の被保護人員・保護率の推移

生活保護の被保護人員の推移をみると、平成22年度以降徐々に減少しています。

また、人口千人に対する被保護人員の割合である保護率の推移からみても同様に減少しています。平成25年度で比較すると、本市の保護率は6.0‰ですが、厚生労働省の被保護者調査によると全国では17.0‰、山口県でも10.8‰という状況であり、本市の保護率は低いと言えます。



資料：社会福祉課資料（各年度3月31日現在）

※保護率（千人当たり）＝被保護人員／人口×1,000（単位：‰）

6 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用者の状況

判断能力が十分でないため、日常生活に必要な金銭の管理に不安を抱えている人のための福祉サービスです。

利用者の障害類型のうち、認知症高齢者の割合は山口県では約50%であるのに対し、本市は約30%と少ないものの、年々割合が増加しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
認知症高齢者	8 人	7 人	7 人	5 人	7 人	10 人
知的障害者	7 人	6 人	8 人	8 人	7 人	8 人
精神障害者	7 人	8 人	10 人	9 人	5 人	8 人
その他	3 人	5 人	5 人	6 人	4 人	4 人
合 計	25 人	26 人	30 人	28 人	23 人	30 人

資料：市社会福祉協議会（平成22年度～平成26年度 各年度3月31日現在、平成27年度 8月31日現在）

7 成年後見制度の状況

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって自分ひとりで判断することが難しい人が、地域で安心して生活が送れるよう家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が財産の管理や福祉サービス等の契約を行い本人の権利を守り生活を支援する制度です。

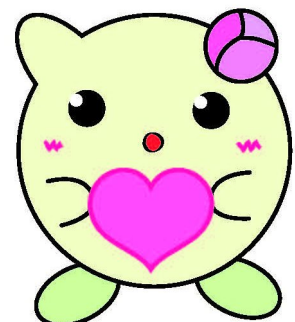
平成31年（令和元年）の最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（H31.1月～R1.12月）では、成年後見関係の申し立て件数は35,959件で、年々増加傾向にあります。そのうち、市区町村の申し立て件数は、全体の約22%を占めており対前年比1.7%の増加となっています。本市においても今後、高齢化、単身化の進行に伴い市長申し立ての需要が増加していくことが予想されます。

（防府市の「補助」、「補佐」、「後見」、「任意後見」、「市長申し立て」の件数の表）

	後見	補佐	補助	任意後見	計
平成 31 年 (令和元年)	169 人	38 人	11 人	1 人	219 人

	市長申立
平成 31 年度 (令和元年度)	310 人

資料：（ 月 日現在）



(7) 地域福祉に係る人材・団体等の状況

地域では、地域自治会連合会や地区社会福祉協議会を始め多くの人や団体等が協力して活動し、地域福祉を支えています。

1 人材・団体の状況

① ^{*}民生委員・児童委員

地区担当委員219人、主任児童委員26人、合計で245人がおり、地区担当委員1人当たり約251世帯を担当しています。

② ^{*}自治会福祉部

195の自治会で福祉部が設置されており、県内でも非常に高い設置率となっています。

民生委員・児童委員、福祉員・友愛訪問グループ員、地域^{*}ボランティア等が福祉活動に携わっています。

③ ^{*}福祉員・^{*}友愛訪問グループ員

1つの自治会に対して1～2人の福祉員がおり、合計で291人の福祉員が活動しています。また、285グループ、700人の友愛訪問グループ員がおり、ひとり暮らし高齢者の訪問活動をしています。

④ 老人クラブ

98の単位クラブがあり、交流の輪を広げる活動等、地域に根ざした社会活動をしています。

2 住民が主体となった地域福祉活動の状況

① 見守りネットワーク

高齢者、障害のある人など支援を必要とする人を見守るため、民生委員・児童委員を中心に福祉員・友愛訪問グループ員、自治会役員等が協働し、351のネットワークが設置されています。

② ^{*}ふれあい・いきいきサロン

地域の誰もが気軽に参加でき、みんなで楽しく交流できる「地域の居場所」づくりを目指し、民生委員・児童委員、福祉員・友愛訪問グループ員等を中心として91か所が設置されています。

3 市ボランティアセンターの状況

45の団体、209人の個人が登録（平成27年4月1日現在）され、障害のある人との交流や施設でのボランティア活動等をされています。

【地区別の人材・団体等の状況】

地 域	自 治 会	自 治 会 福 祉 部	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	福 祉 員	友 愛 訪 問 グ ル ー プ 員	友 愛 訪 問 グ ル ー プ	老 人 ク ラ ブ	見 守 り ネ ッ ト ワ ー ク	ふ れ あ い ・ い き い さ サ ロ ン	対 象 者	
										ひ と り 暮 ら し 高 齢 者	75 歳 以 上 の 二 人 暮 ら し 世 帯
牟 礼	26	22	30	28	84	31	15	29	15	511	250
松 崎	26	19	24	27	73	27	8	30	10	525	185
佐 波	12	10	18	17	43	17	3	13	6	376	114
勝 間	11	10	15	12	31	13	8	13	4	244	78
華 浦	17	10	19	19	58	19	8	24	13	530	134
新 田	11	9	16	13	35	16	4	31	2	251	104
野 島	3	1	1	3	9	3	0	0	0	29	6
向 島	7	6	7	7	21	7	7	14	3	127	39
中 関	24	20	22	24	59	21	10	43	7	382	140
華 城	25	24	23	25	72	28	4	4	12	405	137
西 浦	10	10	11	11	30	10	4	48	2	130	51
右 田	37	17	23	37	70	41	15	54	7	429	146
富 海	15	12	9	15	21	15	1	4	6	152	47
小 野	7	7	12	28	34	11	3	6	1	139	45
大 道	25	18	15	25	60	26	8	38	3	233	69
合 計	256	195	245	291	700	285	98	351	91	4,463	1,545

資料：市社会福祉協議会資料（平成27年4月1日現在）

市民活動推進課資料（自治会…平成27年4月1日現在、自治会福祉部…平成27年1月1日現在）

高齢福祉課資料（「ひとり暮らし高齢者」、「75歳以上の二人暮らし世帯」…平成27年5月1日現在、
「老人クラブ」…平成27年4月1日現在）

2 地域における課題

市民アンケートや地区座談会を通して、地域福祉が進んでいくために必要と思われる様々な課題がみえてきました。今後は、これらの課題の解決を図っていくことが求められます。

（１）福祉に対する意識の醸成

市民アンケートでは、依然として多くの人が市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会福祉部等の活動内容を知らないだけでなく、それらの名称も知らないなど、地域福祉についての関心や認識が低いことが分かりました。

福祉課題を自分自身の問題（我が事）として捉えて、福祉への理解や関心を深めるためには、地域での活動状況の積極的なPR等により、多くの人に福祉に対する理解や意識を高めてもらうことが必要です。

（２）福祉の人材の育成

地域では、地域活動を担う地区の役員を引き受けてくれる若い人が少なく、役員の高齢化が進んでおり、地域活動のほとんどを高齢者が支えている状況が依然としてあります。

地域の住民に働きかけて、多くの人に協力・参加してもらい、地域、地域関係機関や団体などの活動や地域の福祉活動に携わる人材の育成がこれからの地域福祉では重要となってきます。

（３）地域福祉の活動の場や機会の確保

地域の人が気軽に集まる場や機会を確保することで、地域のコミュニティを活性化するとともに住民が自然と参加しやすい環境整備が重要です。

また、住民の中には、ボランティアを始めたいと思っけていても、どんなボランティアがあるのか分からないなど、きっかけが得られず、なかなか一歩が踏み出せないといった声も聞かれ、活動につなげっていない現状が見受けられます。

普段の生活の中で地域の活動やボランティアに関心を持ち、気軽に参加できる活動の場や機会をつくっていくことが求められます。

（４）地域や関係機関等の連携の強化

少子高齢化、核家族化等の進行によるひとり暮らし高齢者の増加等に伴って、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、一人あるいは一世帯でいくつもの複合的な課題を抱える場合も少なくありません。

このような状況の中で地域福祉を推進するには、保健・医療・福祉分野だけでなく、地域関係機関・団体及び行政が様々な分野で連携する必要があり、そのネットワークの強化・拡充が求められています。

第3章

計画の基本的な 考え方

1 基本理念

基本理念

誰もが安心して明るく楽しく暮らしていける まちづくり
～ 見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府 ～

本市は、海・山・川・平野等の豊かな自然や比較的温暖な気候、また、先人が残してくれたすばらしい歴史と文化に恵まれており、他市と比較しても、勝るとも劣らない、良好な生活環境の中で、私たちは日々の生活を営んでいます。

しかしながら、近年、社会環境等の変化の中で、地域の連帯感が希薄化するなど、近所付き合い等による相互扶助が機能しにくい状況になってきています。

また、全国的に地震や豪雨等の大規模な災害が発生しており、本市でも平成21年7月21日の集中豪雨では、過去に例をみないほどの甚大な被害をもたらし、今もって、災害の怖さ、助け合いの大切さ等を痛切に感じるとともに、災害対応での教訓から、私たちがより良い日常生活を送るには、安心して暮らせることが何よりも重要であることを、改めて認識したところです。

そうした点も踏まえつつ、今後より一層、地域福祉を推進するためには、住民や地域、企業、団体、行政等がお互いの立場を認識し、尊重しながら、いきいきとしたふるさとをつくることが目指すべき理想であるとの思いを込めて、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり ～見守り合い助け合いみんなでつくろういきいき防府～」を地域福祉を推進する上での基本理念としました。

2 基本目標

基本理念「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり～見守り合い助け合い みんなでつくろういきいき防府～」を推進するために目標とする施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げました。

これらの基本目標は、地域福祉に関する市民アンケートや地区座談会を通して見えてきた課題を念頭に、本市の地域福祉の状況や懸案事項等を考慮して設定したもので、本計画でもこれらを継承するとともに、ここで掲げた基本目標、次項に掲げた活動目標と実施目標に対する具体的な取組等については、第4章「地域福祉推進のための取組」において、現状と課題や実施目標計画等により整理しています。

基本目標Ⅰ	地域福祉を支えるひとづくり
--------------	----------------------

地域福祉の推進に不可欠な福祉に対する地域住民の福祉意識の醸成を図るとともに、地域ぐるみでの活動やボランティア活動、市民活動等に取り組む人材の育成を図り、活動そのものの活性化を支援していきます。

基本目標Ⅱ	地域福祉を推進するための環境づくり
--------------	--------------------------

地域における福祉活動が活性化すれば、おのずと地域福祉も進んでいきます。地域福祉に携わる全ての人々が我が事として活動していくために、活動の場や機会の確保等の環境を整えていくとともに、安全・安心を守る活動にも取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ	誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり
--------------	--------------------------------

基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱによる成果となる「ひと」と「もの」を有機的に結び付け、福祉サービスの利用や支え合いの関係等がより効果的・効率的に、また、安心して暮らせることにつながるよう、福祉情報の発信や福祉関係機関等との連携に努めていきます。

3 活動目標と実施目標

3つの基本目標に沿って、本市の課題を解決していくための取組を、以下のように活動目標と実施目標として体系化しました。

なお、体系化に当たっては、基本理念に掲げたまちづくりを推進するための大きな枠組みである基本目標を具現化するため、それぞれの活動目標を掲げて取組の柱を明らかにするとともに実施目標により具体的な取組を示しました。

基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり

<活動目標1> 福祉意識の醸成

実施目標	(1) 福祉教育の推進	P. 34
	(2) 福祉活動への参加促進	P. 36
	(3) [*] ユニバーサルデザインと [*] バリアフリーの普及啓発	P. 38

<活動目標2> 福祉の人材育成の推進

実施目標	(1) 地域福祉活動の人材発掘と養成	P. 40
	(2) 地域福祉の担い手の活動支援	P. 42
	(3) 福祉サービス提供者の育成	P. 43

<活動目標3> ボランティア養成と活動の推進

実施目標	(1) ボランティアに対する関心の拡大	P. 44
	(2) ボランティアセンターの整備・拡充	P. 46
	(3) ボランティアの養成・活動支援	P. 47

基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり

<活動目標1> 社会資源の見直しと活用

実施目標	(1) 公共施設等の活用	P. 49
	(2) 当事者団体への支援	P. 50
	(3) 既存の制度や人材・団体等の活用	P. 51

<活動目標2> 地域交流の促進と拠点づくり

実施目標	(1) 交流の拠点づくり	P. 53
	(2) 世代間交流の促進	P. 55

<活動目標3> 包括的支援体制の整備

実施目標	(1) 包括的支援体制の構築	P. 56
	(2) 相談支援事業の啓発と推進	P. 58
	(3) 相談関係機関との連携	P. 61
	(4) 相談従事者の資質向上	P. 62
	(5) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握	P. 63
	(6) 地域の生活課題や住民の個別課題の解決	P. 64

<活動目標4> 福祉サービス利用者の保護と支援

実施目標	(1) 権利擁護体制の充実	P. 66
	(2) 虐待防止体制の強化	P. 69
	(3) 差別解消の取組の推進	P. 70
	(4) 個人情報の保護	P. 71
	(5) 苦情解決窓口の充実	P. 72

<活動目標5> 安全・安心を守る活動の推進

実施目標	(1) [*] 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり	P. 73
	(2) 安全・安心な地域づくりの推進	P. 75

基本目標Ⅲ	誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり
--------------	--------------------------------

<活動目標1> 支え合いのネットワークの拡充

実施目標	(1) 社会福祉協議会活動の基盤強化	P. 76
	(2) 地域での連携の促進	P. 78

<活動目標2> 福祉情報の発信

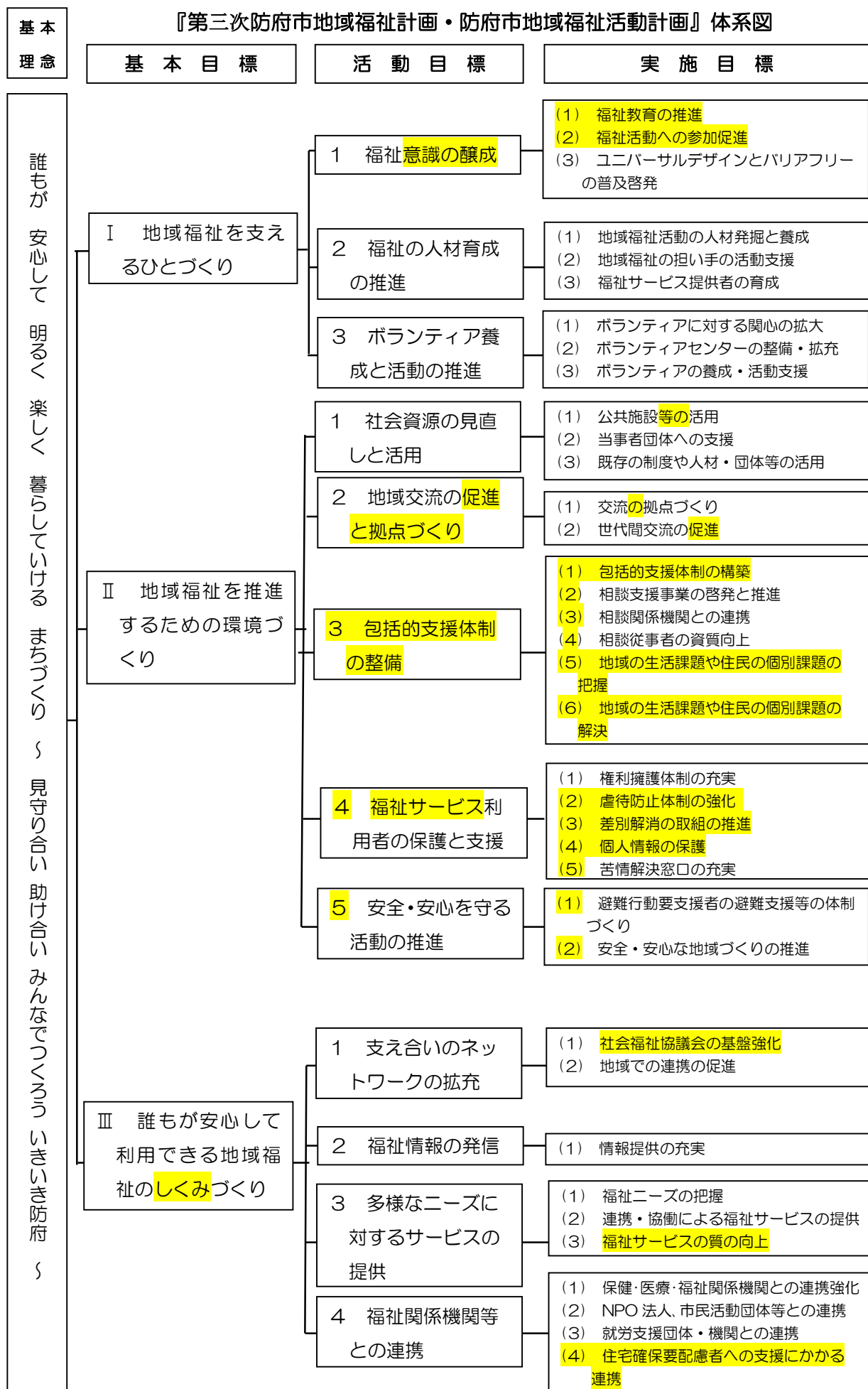
実施目標	(1) 情報提供の充実	P. 80
------	-------------	-------

<活動目標3> 多様なニーズに対するサービスの提供

実施目標	(1) 福祉ニーズの把握	P. 82
	(2) 連携・協働による福祉サービスの提供	P. 84
	(3) 福祉サービスの質の向上	P. 85

<活動目標4> 福祉関係機関等との連携

実施目標	(1) 保健・医療・福祉関係機関との連携強化	P. 87
	(2) [*] NPO法人、市民活動団体等との連携	P. 88
	(3) 就労支援団体・機関との連携	P. 89
	(4) 住宅確保要配慮者への支援にかかる連携	P. 90



第4章

地域福祉推進のための 取組

基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標1 福祉意識の醸成

現状と課題

少子高齢化が進み、限界集落の問題など、地域社会での交流の機会が減りつつあります。自ら解決できる課題は、自らの力で解決するのが大前提ですが、自分だけでは解決できない課題については、家族や近隣住民、地域といった中で解決できるよう、日ごろからの地域コミュニティの構築が必要です。しかし、地域住民同士が支え合うといった意識に温度差があるなど、市民全体に浸透しているとはいえない現状であり、地域福祉を活発に進めていくための意識啓発は、まだまだ必要な状況です。

今後も引き続き、次代を担う子どもたちを始めとした住民の意識の高揚を図るための啓発活動はもちろん、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動等福祉を身近に感じることのできる福祉教育を更に推進し、福祉の心を育てることをはじめとして、福祉課題を自分自身の問題と捉え、地域住民同士で協力し合う地域福祉意識の醸成が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 福祉教育の推進

福祉に関する広報や啓発活動を充実させ、子どもから大人までのあらゆる世代を対象とした福祉教育の展開を図り、社会的に弱い立場の方も含んだ地域に暮らす誰もが地域社会の大切な一員として尊重される意識の醸成に取り組みます。

住民
○ 日頃から声をかけ合い、地域での出来事に関心を持つように心がけます。 ○ 福祉についての研修会や地域での活動等で体験し、気付いたことを大人から子どもへ、子どもから大人へ伝えていきます。
地域・関係機関・団体等
○ 福祉教育について、地域の関係機関・団体等で協力して取り組みます。
市社会福祉協議会

- 学校と地区社会福祉協議会との協働により、実施できる福祉教育・ボランティア学習プログラムを検討し企画・実施します。
- 地域住民に地域の高齢者や障害のある人に対する理解を深めるよう関係機関との関係づくりを進めます。

市

- 福祉に関する講座・研修会等を開催します。
- 広報紙への掲載や福祉講演会等を通して、地域福祉の啓発を行います。
- 各学校で福祉学習に積極的に取り組みます。

実施目標（2）福祉活動への参加促進

市広報や市ホームページ等を活用した広報や情報提供、各種行事等における啓発等を通じて、地域福祉活動への住民の参画意識の醸成を図ります。

地域での交流を促し相互理解を深め、他人事になりがちな地域づくりを我が事としてとらえることで、地域における支え合いや助け合いの大切さについて、理解を深める取り組みを行います。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え手側と受け手側に分かれることなく福祉サービスを必要とする方も含め様々な人に啓発活動を行い、福祉活動への住民参加を促進します。

また、地域づくりにおける官民共同の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。

住民
○ 市広報や市ホームページなどを通じて、積極的に地域の情報を入手します。 ○ 地域の行事や福祉活動等に積極的に参加します。 ○ 住民が地域の組織に加入し、住民同士の交流を深め、行事や活動に参加します。
地域・関係機関・団体等
○ 自治会を始めとする地域活動の実施団体は、新しい人が活動に参加できるように回覧板や集会所への掲示等、活動や伝達方法を工夫します。
市社会福祉協議会
○ 地域の様々な人が地区社会福祉協議会の活動に参加できるよう事業を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。 ○ 各地区社会福祉協議会の活動を他の地域に紹介するなど、活動が活発化するよう支援します。 ○ 地域福祉活動を推進していくための募金や寄附制度の普及を図るとともに、寄附を通じた社会貢献への理解と関心を深め、寄附文化の醸成を図ります。 ○ 社協だよりや市社協のホームページ等によりボランティアや地域活動の情報提供をします。 ○ 市民に対してボランティア活動の研修や人材養成講座を開催します。 ○ 地域づくりのための自主財源確保として赤い羽根共同募金をはじめ、新たな財源確保に努めます。
市
○ 市広報や市ホームページ等により市民にへの情報提供や、各種行事等における啓発

等を通じて、地域福祉活動への住民の参画意識の醸成を図ります。

○ ボランティアなどの人材養成の支援やNPO、市民活動支援センターを支援し地域の交流を促します。

○ 市社会福祉協議会と連携して、地域福祉の^{*}出前講座の実施や福祉に関する講座等を開催します。

○ 福祉活動（市民一斉清掃等）の広報を行い、参加を促します。

実施目標(3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発

誰もが暮らしやすい地域社会を目指し、ユニバーサルデザインの考え方や情報や施設のバリアフリー、心のバリアフリーの推進のための普及啓発を進めます。

住民
○ 福祉体験学習会等に積極的に参加し、福祉的視点をもつよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいた取り組みに努めます。
市社会福祉協議会
○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性を理解してもらうため、<u>ガイドヘルプ</u>[*]等の福祉体験を実施します。 ○ 車椅子で生活している人の移動を支援し社会参加を促進するため、福祉車両の貸出しをします。
市
○ 公共施設・設備のバリアフリー化の推進と同時に、それら施設・設備の意義を伝え、普及啓発に努めます。 ○ 障害のある人が必要な援助や配慮を得やすくするための「サポートマーク」や「ヘルプマーク」の普及に努めます。 ○ 障害者等専用駐車場（やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度を含む。）の啓発や利用を促進します。 ○ 盲導犬等の受入れについて、理解、啓発を促進します。

実施目標計画

実施目標決定後作成します

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 地域福祉に関する出前講座の実施 ＜1＞						毎年5回程度の実施
② 地域や学校での福祉教育の実施 ＜2＞						マニュアルを活用した福祉教育や福祉体験等によるボランティア学習支援の実施

活動目標2 福祉の人材育成の推進

現状と課題

市民アンケートでは、地域福祉を推進するためにできることとして、地域内での福祉活動に積極的に参加することが重要であると考えている人が多い状況です。

こうしたことから、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取組を実施していますが、自らグループを立ち上げ活動し、継続させていくことは容易ではないため、人材の発掘や養成を図るとともに、福祉員・友愛訪問グループ員の活動を支援することが必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 地域福祉活動の人材発掘と養成

地域福祉活動の担い手不足を解消するため、新たな担い手の発掘や養成を行っていきます。

福祉課題を抱えた人も、地域社会の一員として尊重され、地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくりに取り組みます。

拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、県や県社協及び関係機関・団体等と連携します。

住民
○ 福祉に関する情報を収集し、研修会等に積極的に参加します。
地域・関係機関・団体等
○ 地区社会福祉協議会が中心になって地域福祉活動を進めていくことで、福祉に関わる人材の育成に努めます。
○ 介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の養成に取組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保を図ります。
○ 高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの根拠や創出、担い手の育成などを行なう（生活支援コーディネーター）の活動支援に努めます。
市社会福祉協議会で
○ 各団体・社会福祉施設等がそれぞれの役割や機能を理解し、必要に応じて地域で協働できるよう連携を進めます。
○ 福祉の輪づくり運動の担い手育成を目的とした研修会を県・市・県社協や関係

機関・団体と連携し受講できるよう支援します。

- 県民生委員児童委員協議会が主催する研修等を活用して民生委員等への研修を支援します。

市

- 市社会福祉協議会と協力して、気軽に参加できる地域でのボランティア養成講座等を開催します。
- 手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション支援の人材育成に努めます。
- 地域の話し合いの場をつくるコーディネーター（地域活動リーダー）などとなる人材の育成を進め福祉活動の活性化を促進します。

実施目標（２） 地域福祉の担い手の活動支援

地域福祉を推進するためには、地域福祉の推進役である地域活動のリーダーやコーディネーター等の活動を活性化することが重要であり、そのためのサポートにより、自主的な地域福祉活動の底上げを図ります。

住民
○ 地域内の活動の場に積極的に参加します。
地域・関係機関・団体等
○ 地域内の活動者がお互いの活動を理解し、連携体制を図るための情報交換の場を設けます。
市社会福祉協議会
○ 民生委員児童委員による地域での活動を支援します。 ○ 福祉員・友愛訪問グループ員の活動を住民に知ってもらえるよう支援します。 ○ [*]小地域福祉活動の担い手の活動を支援します。 ○ ボランティア活動の担い手と受け手をつなぐコーディネーターの育成やボランティアのマッチング機能の強化を図ります。
市
○ [*]市民活動支援センター、市社会福祉協議会と協力して、地域活動を支援します。 ○ 民生委員児童委員による地域での活動を支援します。

実施目標(3) 福祉サービス提供者の育成

多様化する市民のニーズに効果的・効率的に対応するため、住民相互が支え合う地域社会を目指し、様々なサービスについて、民間活力の導入等を進めます。

住民
○ 福祉サービスの仕事を知り、理解します。
地域・関係機関・団体等
○ サービス提供者同士の交流や研修を通して、スキルアップにつながる活動を積極的に行います。
市社会福祉協議会
○ 県社会福祉協議会が実施する、福祉に関する求人、求職相談や「福祉のしごと」フェアの周知を図ります。
市
○ 福祉サービス提供事業者との情報交換の場を設けます。

実施目標計画

実施目標決定後作成します

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 地域福祉活動の担い手の育成 〈3〉						地域の研修会や地域福祉推進セミナーの開催 (毎年実施)
② 福祉員・友愛訪問グループ員の支援強化 〈4〉						地域の見守りに関わる他機関との連携、福祉の合同研修会等の開催

活動目標3 ボランティア養成と活動の推進

現状と課題

市民一人ひとりがボランティア活動に参加できるよう、これまでも「だれもがワンボラ運

動」を推進し、運動のマスコットとなる「つぼみちゃん」を作成・PRすることで、情報提供やボランティアの養成・活動支援を行ってきましたが、ボランティア活動に参加されたことのある人の割合は少ない状況です。そのため、ボランティアに対する関心を高めるための情報提供や養成・活動支援を更に充実させるとともに、活動拠点の機能の整備と拡充が求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１） ボランティアに対する関心の拡大

これまでボランティアに関わりのなかった人たちにもボランティアに興味を持ってもらい、ボランティア活動に携わる人材を増やす取組が求められます。

住民のボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず、気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験できるよう、「だれもがワンボラ」を合い言葉に、継続してボランティアのきっかけづくりやボランティア活動に関する支援を進めていきます。

住民
○ ボランティア活動をする気持ちを大切にします。 ○ 自分が得意とする分野をいかしたボランティア活動へ、積極的に参加するよう努めます。 ○ ボランティア活動に関する情報収集に努めます。
地域・関係機関・団体等
○ ボランティア活動未経験者への参加の呼びかけや参加しやすい活動の工夫に努めます。
市社会福祉協議会
○ 福祉ボランティアの活動を周知するとともに講座等を開催し、活動へとつながるよう努めます。 ○ 企業の社会貢献活動の支援や団塊世代の人等がボランティア活動に参加できるような仕組みづくりに努めます。 ○ ボランティアのスキルアップを図りながら、中長期的に活動できるよう支援します。
市
○ 「だれもがワンボラ運動」を推進し、ボランティアに対する気運を醸成するよう努めます。

- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を支援します。

実施目標(2) ボランティアセンターの整備・拡充

市社会福祉協議会と市民活動支援センターとが連携し、それぞれの活動拠点を活用することで、ボランティアの活性化や活動範囲の拡大に努め、ボランティアセンター機能の整備と拡充を図ります。

住民
○ どのようなボランティア活動があるのか、ボランティアセンター等を活用して自分にできることを見つけます。 ○ 趣味や経験をいかし、ボランティアに登録します。
地域・関係機関・団体等
○ 地域で活動する団体同士が情報共有し、連携を図ります。
市社会福祉協議会
○ ボランティアセンターと市民活動支援センター等の連携を図ります。 ○ ボランティアセンターの体制強化と活性化を目指し、ボランティアの需給調整が円滑に進むよう取り組みます。
市
○ 市社会福祉協議会と連携し、市民活動支援センターの機能の充実を図ります。

実施目標(3) ボランティアの養成・活動支援

ボランティアに従事する人を養成し、支援を行っていくことで、ボランティア活動の拡大や充実を図ります。

地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、専門性をいかした取組を行うボランティア団体等の活動に対して支援を行います。

住民
○ 自主的にボランティア活動に取り組みます。 ○ ボランティア活動に関する情報収集に努めます。 ○ ボランティアとしてのスキルアップに積極的に取り組みます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域で活動する団体同士が情報共有し、連携を図ります。
市社会福祉協議会
○ 「社協だより防府」や「<u>まなぼらさぽーと</u>[*]」で活動の場を紹介し、活動者の増加を図ります。 ○ 市民からのボランティアに関する相談に応じ、活動支援に取り組みます。 ○ ボランティアセンターと市民活動支援センターとが連携し、ボランティアの需給調整が円滑に進むよう取り組みます。
市
○ 市民活動に関する情報提供やセミナーの開催、活動団体設立に関する相談等により、幅広い分野の市民活動を支援します。 ○ ボランティア団体等の活動を支援します。

実施目標計画

実施目標決定後作成します

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 「だれもがワンボラ運動」の推進 〈5〉						広報紙、チラシ等への掲載やマスコット（つぼみちゃん）等による啓発、ボランティア登録者の獲得
② ボランティア養成講座の開催 〈6〉						ニーズに応じた内容で毎年開催
③ ボランティア活動支援 〈7〉						団体に対する助成、活動の場や情報の提供

基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり

活動目標1 社会資源の見直しと活用

現状と課題

*
要配慮者を地域で支えるのは、福祉施策や福祉サービス事業者だけではありません。入所施設から地域生活へという流れの中で、必要な支援が届くよう、地域住民はもとより、地域の様々な社会資源を活用し、しっかりと支える体制をつくることが求められます。

そのため、従来の保健・医療・福祉関係機関だけではなく、地域住民を始め様々な組織や団体と連携しながら、福祉以外の社会資源も活用した課題解決に取り組みます。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 公共施設等の活用

地域住民が気軽に集える場として、公共施設等の社会資源を有効に活用するよう促進します。

住民
○ 公共施設、空き店舗等を活用して福祉活動を行うよう努めます。 ○ 活用が可能な公共施設、空き店舗等の発見や情報提供に努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域住民が集える場として、活用できる施設の提供に努めます。
市社会福祉協議会
○ 自治会館、老人憩の家、空き店舗等を活用して、「ふれあい・いきいきサロン」の活動等を支援します。
市
○ 公民館や福祉センター等の公共施設、空き店舗等の利用を促進するよう、支援します。

実施目標(2) 当事者団体への支援

当事者団体（高齢者、障害のある人の団体等）への人的・物的支援により、福祉活動の輪の広がり、機能の充実につなげていきます。

また、家族会等の当事者団体の活動支援や地域の関係機関、団体等との連携を図り、各種活動や地域交流の場づくりを通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報の共有・活用を支援します。

住民
○ 当事者団体の活動を知り、理解を深めます。
地域・関係機関・団体等
○ 自立した団体運営を図り、周知活動に努めます。
市社会福祉協議会
○ 当事者団体の活動が継続するよう支援するとともに、新たな当事者団体の組織化についても取り組みます。
○ 当事者団体の活動を「社協だより防府」や「まなぼらさぽーと」等の広報紙で紹介していきます。
市
○ 当事者に対して、当事者団体の紹介をします。
○ 活動のPRに協力します。
○ 当事者団体の活動に対する支援を行います。

実施目標(3) 既存の制度や人材・団体等の活用

既存制度の効果的な活用方法の検討や、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制づくりや新たなサービス等を支援します。

住民
○ 地域の福祉情報に関心を持ち、地域福祉活動の理解を深めます。 ○ 地域の広報や回覧文書等での情報収集に努め、得た情報を家族で共有します。 ○ 福祉サービスの内容や提供事業者の情報収集に努めます。 ○ 福祉サービスの内容を理解して、適切な福祉サービスが受けられるようにします。
地域・関係機関・団体等
○ 福祉分野での社会貢献活動を促進します。 ○ 社会福祉法人等において、これまでに培った経験を生かした福祉サービスの実施を検討します。
市社会福祉協議会
○ 学校と地区社会福祉協議会との協働により、実施できる福祉教育・ボランティア学習プログラムを検討し企画・実施します。 ○ 地域住民に地域の高齢者や障害のある人に対する理解を深めるよう関係機関との関係づくりを進めます。 ○ 地域づくりのための自主財源確保として、赤い羽根共同募金等既存の寄附制度の普及を図るとともに、寄附を通じた社会貢献への理解と関心を深め、寄附文化の醸成を図ります。 ○ 社会福祉法人と連携し、地域のニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図ります。
市
○ 福祉サービスの整理を行うなど、既存のサービスを見直しながら、ニーズに応じたサービスの検討を進めていきます。 ○ 社会福祉法人による地域公益活動を支援します。

実施目標計画

実施目標決定後作成します

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 当事者団体の継続的な活動支援 〈8〉						活動内容を認識した活動支援
② 民生委員・児童委員を対象とした福祉サービスに関する研修会の開催 〈9〉						民生委員・児童委員研修会と併せて毎年1回開催
③ 企業や社会福祉法人の社会貢献（ボランティア活動等）への支援 〈10〉	準備					地域での輪づくり運動への協力、寄附等の取組への支援

活動目標2 地域交流の促進と拠点づくり

現状と課題

市民アンケートでも、地域での付き合いは、約6割の方がある程度の関係がある一方で、あまり付き合いがない方の割合も約4割あります。しかし、9割以上の方が地域での付き合いの必要性を感じています。そのため、これまでも「ふれあい・いきいきサロン」の増設に取り組んできましたが、今後も、幅広い世代の住民が地区の行事に参加できるよう、気軽に立ち寄れる場や情報を交換できる場等、住民相互の交流を促進する場づくりを進めるとともに、そうした場での活動を発展させていくための支援が必要と考えられます。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 交流の拠点づくり

幅広い世代の住民や地区組織、各種団体等が、情報交換や交流、ボランティア活動の場として気軽に集える機会や拠点づくりを図ります。

住民
○ 日頃から会話やコミュニケーションを大切にします。 ○ 「ふれあい・いきいきサロン」活動について理解し、講習会等に参加します。
地域・関係機関・団体等
○ 集会所や地域の福祉施設等を地域福祉活動の拠点として、「ふれあい・いきいきサロン」を開催します。 ○ ボランティア活動の場として空き店舗等を利用し、情報交換や交流の場をつくります。
市社会福祉協議会
○ 子どもや障害のある人、高齢者等、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の開設を支援します。 ○ 「ふれあい・いきいきサロン」の増設や担い手を育成するため、「スタート講習会」や「サポート講習会」を開催します。 ○ 地域に根ざした「ふれあい・いきいきサロン」活動を支援します。
市
○ 公共施設を地域交流の場として積極的に利用するとともに、参加者の呼びかけ等の支援も行います。

- 誰もが気軽に立ち寄れる居場所として、既存の施設や地域の社会福祉施設を活用して、地域の拠点整備を図っていきます。

実施目標(2) 世代間交流の促進

豊かな知識と経験を有する団塊の世代やおじいちゃん、おばあちゃんの知恵や知識の伝承等、世代間や世代を越えた交流を促進します。

住民
○ 家族で地域の祭等の行事に積極的に参加します。 ○ 近所付き合い等、身近な場所での交流を図ります。
地域・関係機関・団体等
○ 地区社会福祉協議会や地域の福祉施設等が中心となって、若い世代と高齢者等の交流の場を設けます。
市社会福祉協議会
○ 老人クラブの行う三世代交流事業を支援します。 ○ 地域における世代間交流の行事等の開催に協力します。
市
○ 学校において、行事や課外活動等の場で高齢者や障害のある人との交流の機会をより多く設けられるよう働きかけます。 ○ 学校、公共施設の開放等、住民の交流の場を提供するよう努めます。

実施目標決定後作成します

実施目標計画

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 「ふれあい・いきいきサロン」と地域の協働 ＜11＞						様々な機関団体に「ふれあい・いきいきサロン」への参加を促進
② 学校等公共施設の開放 ＜12＞						様々な世代の交流を活性化するための場の提供

活動目標3 包括的支援体制の整備

現状と課題

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、「くらし」や「しごと」といった生活の全般にまでおよびます。

また、それぞれの課題が複合的に絡んでいるものや「制度の狭間」にあるものなど、公的サービスのみでは解決できない場合もあり、このような課題へ対応するため、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組等を促進し、関係機関のネットワークづくりを進め、土台となる「地域力の強化」を行っていくことが必要です。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 包括的支援体制の構築

地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様なニーズを拾いあげる「全世代型・全対象型地域包括支援体制」づくりに取り組みます。

住民
○ 地域福祉権利擁護事業や成年後見事業の情報収集を行います。 ○ 地域福祉に関する活動へ積極的な参加をします。
地域・関係機関・団体等
○ 支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について把握し、関係機関との連携等による解決をめざします。 ○ 課題を抱える住民を地域で包括的に受け止める場づくりを推進します。
市社会福祉協議会
○ 自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。
市
○ 複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組等を促進し、公的福祉サービスのみでは解決できない課題への対応の強化を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを促進します。 ○ 複数の分野にわたる相談に緊密に連携し対応するなど、福祉相談支援機能の強化

を図ります。

- 家庭内で高齢者、障害者、児童に虐待を行った者、特に養護者又は保護者が抱えている課題に着目した支援の在り方について検討します。

実施目標(2) 相談支援事業の啓発と推進

積極的な広報や啓発活動により様々な相談事業を紹介するとともに、不安や悩みを抱える人のニーズに適切に対応できる相談事業の充実を図ります。

住民	
○ 不安や悩みがある場合には、相談窓口を利用するよう努めます。 ○ 広報紙やホームページを利用して、各種相談窓口に関する情報を得るよう努めます。	
地域・関係機関・団体等	
○ 困っている人や地域の困り事に気付いたら、声かけや相談窓口紹介など地域における連携に努めます。	
市社会福祉協議会	
○ 住民が困り事を民生委員・児童委員に相談できるよう、民生委員・児童委員の活動を紹介し、地域・関係機関等への理解を深めます。	
取 組	内 容
福祉総合相談	日常生活の中で心配ごと、悩みごと、困りごと等の相談を受けます。
生活困窮者自立支援 (市受託事業)	自立相談支援機関を設置し、生活に困窮している人からの相談に対し、関係機関と連携しながら自立に向け包括的な支援を行います。 【自立相談支援事業、住居確保給付金、家計相談、一時生活支援】
生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)	低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を図ります。
地域福祉権利擁護事業 (市受託事業)	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。
市	
○ 各種相談窓口の周知を行います。 ○ 福祉サービスの利用に関する情報提供、支援関係機関間の連携を図り、福祉相談の窓口の適切な案内を行います。 ○ 福祉部門だけでは解決できない問題については、関係機関の適切な紹介を行います。	

取 組	内 容	担当課
高齢者支援の充実	高齢者の包括支援を市内5地域の地域包括支援センターで行います。	高齢福祉課
障害者相談支援の充実	障害のある人や家族の抱える問題に対して、市内3事業所で総合的な相談を行います。	障害福祉課
地域生活支援拠点の整備（障害者）	入所施設等からの地域生活移行を進めるため、障害のある人の緊急時の受入れや、地域の連携体制づくりのコーディネート等を行なう拠点を整備します。	障害福祉課
子ども家庭相談支援拠点の機能強化	子ども等に関する相談全般からソーシャルワーク機能を担う拠点の機能強化を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等の自立支援の実施	母子父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	子育て支援課
保健センター機能の充実	市民の健康づくりに関わる相談支援を行います。	健康増進課
妊娠期から子育て期までの支援	妊娠期から子育て期までの総合相談支援を子育て世代包括支援センター(まんまるほうふ)や保健センターで行います。	健康増進課
自殺対策の推進	国の自殺総合対策大綱を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画に基づき、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	健康増進課
生活困窮者自立支援事業の推進	自立相談支援機関を設置(委託)し、生活に困窮している人からの相談に対し、自立に向けた包括的な支援を行います。	社会福祉課
就労支援の充実	生活保護受給者や生活困窮者等の自立を後押しするため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労に結びつくよう支援の充実を図ります。	社会福祉課
再犯防止等の推進	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取り組みを行うことにより、再犯者の防止等を推進します。	社会福祉課

地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症や知的障害、精神障害者の理解力や判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う権利擁護事業を推進します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
---------------	---	-------------------------

実施目標(3) 相談関係機関との連携

支援を必要とする人が増加し、ニーズも多様化している中、地域からの相談を受け、福祉の課題に対応していくため、^{*}コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）や、^{*}生活支援コーディネーターといった福祉の専門職を配置するとともに、多様化・専門化する相談内容にも対応できるよう、関係機関相互の連携を深めていきます。

住民
各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。
地域・関係機関・団体等
○ 支援を必要としている人がいれば、適切な相談機関、専門職につなぐことができるように福祉員、民生委員・児童委員、専門職との情報交換の場づくりを進めます。
市社会福祉協議会
○ 相談関係機関の連携を強化し、情報共有しながら問題解決に努めます。 ○ 相談の内容に応じて、適切な相談機関や専門職へ紹介します。 ○ ニーズの把握に当たり、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）が民生委員・児童委員協議会の定例会等に出席し、民生委員・児童委員等との連携を強化します。 ○ 生活困窮者自立相談支援事業や CSW 等と地域包括支援センターといった関係機関との連携の強化を図ります。
市
○ 生活支援コーディネーター等を配置し、きめ細かな相談業務ができるよう、市の関係部局を始め他の相談関係機関との連携を図ります。 ○ 犯罪や非行をした人たちの社会復帰の推進を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、立ち直り支援への取組を推進します。

実施目標(4) 相談従事者の資質向上

情報交換会・事例検討会の開催、専門的な研修会への出席等を行い、相談従事者の相談・指導能力の向上を図ります。

住民
○ 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。
地域・関係機関・団体等
○ 相談業務に関する研修会へ積極的に参加します。 ○ 相談者のプライバシー保護等に一層配慮します。
市社会福祉協議会
○ 相談者のあらゆる内容に応じるため、関係者との情報交換を行うとともに、各種相談業務に関する研修会へ参加し、相談従事者の専門性と資質の向上を図ります。 ○ 幅広い相談支援ができるように、地域福祉コーディネーターやコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）等の養成研修会に参加します。
市
○ 相談支援に関する研修会を実施するなど、相談従事者の資質向上に努めます。 ○ 地域や関係機関・団体及び社会福祉協議会が行う研修等を支援します。 ○ <u>ここに悩みを抱え、自殺の危険性がある人に気づき、声をかける命の門番といわれる「ゲートキーパー」を養成します。</u>

実施目標(5) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握

地域住民を巻き込み、地域の課題を地域で解決していくための意識の醸成と支援機関との連携強化を図るとともに、地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する必要があるため、地域福祉推進に携わる団体による住民座談会の開催や地域の実情に応じた小地域福祉計画の見直しに対する支援等を行います。

住民
○ 地区社会福祉協議会等が開催する座談会等に参加して地域の生活課題等の状況把握に努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域の生活課題等の把握のため、関係機関との連携を図ります。
市社会福祉協議会
○ 地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握するため、住民座談会等の開催や地区社協の小地域福祉計画の見直しを支援します。
○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と住民が協働しながら、支援が必要な人の発見に努めます。
市
○ 地域福祉に携わる様々な団体・組織が地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた取組みを行えるよう支援します。

実施目標(6) 地域の生活課題や住民の個別課題の解決

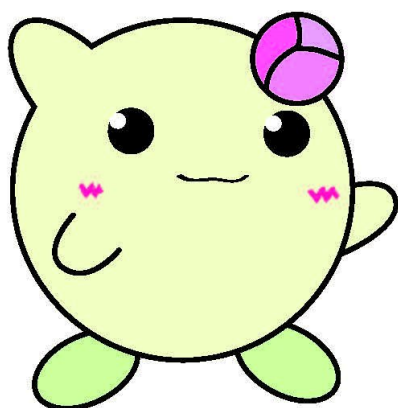
地域住民が主体的に地域の生活課題や住民の個別課題を解決する環境を作るため、課題の解決に向けた地域住民の話し合いの場づくりを進め、地域住民等による日常的な見守り訪問活動や関係機関等との連携を図り、課題解決に向けて取り組みます。

住民
○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどして、住民相互での助け合いに努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域の生活課題を積極的な視点で捉え、柔軟な発想を持ちます。
市社会福祉協議会
○ 小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。 ○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と住民が協働しながら地域のニーズを把握し、必要に応じて関係機関につなぎます。 ○ 幅広い相談支援ができるように、地域福祉コーディネーターやコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）等の養成研修会に参加します。
市
○ 日常業務の中で高齢者と接することの多い防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。 ○ 市民が自主的に地域活動へ参画できる環境整備を市社会福祉協議会と取り組みます。

実施目標決定後作成します

実施目標計画

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 福祉相談窓口のPRや利用促進 ＜13＞						各種研修会等を利用したリーフレット等での広報
② 総合相談支援体制の整備 ＜14＞	準備		配置・整備			個別支援・地域支援機能強化のためのCSWや生活支援コーディネーターの育成・配置に向けた整備
③ 相談業務に関する情報交換会や事例検討会等の開催、研修会への出席 ＜15＞						情報交換会等の開催（毎年1回）、CSWや生活相談員、就労相談員等の研修会への出席



活動目標4

福祉サービス利用者の保護と支援

現状と課題

現在の福祉サービスは自分でサービスを選び、契約を通じて利用することとなっています。誰もが自らの意思と判断に基づいて福祉サービスを利用できるよう、支援の仕組みや制度について周知し、体制を充実させることが必要です。また、認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が十分でない場合などに、財産管理や日常生活で生じる契約で、不利益を被らないよう保護するとともに、利用者の苦情や悩み事の相談に応じ、安心して生活ができるように支援することが必要です。

また、DVや虐待等専門性の高い問題への対応には、早期発見、早期支援といった迅速な対応が必要であり、状況によって関係機関との連携が不可欠です。

さらに、犯罪や非行を行った人が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することも、安心安全な社会の実現からも重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１） 権利擁護体制の充実

福祉サービスを利用する人が、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである^{*}成年後見制度を推進し、制度や事業に関する啓発を行います。

また、判断能力が不十分な者への権利擁護支援のため、市社会福祉協議会に設置予定の「（仮称）防府市成年後見センター」を中核機関として位置付け、権利擁護の普及、啓発を行いその後、権利擁護支援の

担い手として、市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援について検討します。

また、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援を推進します。

住民
○ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について知り、必要に応じて活用していくよう努めます。 ○ 虐待があると思われた場合や、隣人等に自ら理解・判断が困難な高齢者や障害のある人がいる場合、民生委員・児童委員等に連絡・相談します。
地域・関係機関・団体等
○ 地域での見守り活動により問題の早期発見に努めます。
市社会福祉協議会

- 円滑な地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施を図るため、体制の整備や専門員、生活支援員等の資質向上に取り組みます。
- 利用者のニーズに対応できるよう、支援者や福祉関係者へ制度や事業の周知を図ります。
- 判断能力を有しながらも福祉サービスを適切に利用できていない人に対して、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）等によるアウトリーチにより地域福祉権利擁護事業の利用促進を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用を促進するため、広報紙やホームページ等を活用して周知に努めます。
- 必要とする人に対して、法人成年後見が受任できるように体制を充実させます。

取 組	内 容
成年後見制度の利用支援	成年後見の申し立てや後見人の活動に関する相談に応じ、必要な支援を行います。
法人成年後見人の受任	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上保護を中心とした後見活動を行います。
地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。

市

- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の普及啓発に努めます。
- 市社会福祉協議会の法人成年後見受任体制を助成・支援します。

取 組	内 容	担当課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度支援体制を構築します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
成年後見制度市長申立の実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により制度を利用できない人を対象に市長申立を行います。 また、成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助成を行います。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、養成	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課

	及び支援を行います。	
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症や知的障害、精神障害等の理解力や判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う権利擁護事業を促進します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課

実施目標(2) 虐待防止体制の強化

高齢者、障害者や子ども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図ります。

住民		
○ 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深めます。 ○ 虐待・DVに関する連絡・相談先を知るとともに、身近で被害に気付いた場合は、専門機関に連絡します。		
地域・関係機関・団体等		
○ 地域における活動等で、被害に気付いた場合は、関係機関に連絡します。		
市社会福祉協議会		
○ 民生委員・児童委員、自治会及び地域包括支援センター等との連携強化を図ります。		
市		
○ 高齢者、障害者及び子ども虐待の早期発見、早期対応及び、家族などの擁護者の支援を行うよう関係機関との連携のもと速やかに対応します。		
取組	内 容	担当課
高齢者虐待防止対策	高齢者への虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取り組みのため、地域包括支援センターに相談窓口を設置します。	高齢福祉課
障害者虐待防止対策	障害のある人への虐待防止、迅速な対応、再発防止等への取り組みのため、障害者虐待防止センターの運営を委託事業により実施します。	障害福祉課
子ども虐待防止対策	要保護児童支援対策協議会の運営とともに、こども家庭総合支援拠点を中心として、DV や児童虐待被害者に対する相談支援一時保護を関係機関と連携して行います。	子育て支援課
配偶者等からの DV 対策	専門相談員を配置し、相談・支援を関係機関と連携して行います。	社会福祉課

実施目標(3) 差別解消の取組の推進

人権を取り巻く状況は、急激な社会環境の変化に伴い、全国的に複雑多様化する傾向にあり、新たな人権課題も生じてきています。

障害者等を理由とする差別をはじめ、さまざまな人権課題解決に向けて、国や県、関係機関等と連携し、市民・事業者の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権尊重意識の高揚を図ります。

住民

- 住民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。

地域・関係機関・団体等

- 地域・関係機関・団体など、多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して学習機会の充実などに努め、人権意識の高揚を図ります。

市社会福祉協議会

- 相談・支援体制を充実することで、誰もが心豊かに平等な生活を共に送ることができる地域社会の実現を目指します。
- 障害のある方も暮らしやすい社会を実現するため、様々な障害を正しく理解し、障害のある方へちょっとした配慮や手助けができる障害福祉啓発セミナー等の研修を実施します。

市

- 防府市人権推進指針を策定し、人権を尊重した行政の推進、人権教育・人権啓発の推進、相談体制の充実などの諸政策に取り組みます。
また、市内各福祉センターにおいて、人権学習会の開催など、福祉の向上と人権啓発を推進します。
- 障害のある人から配慮を求める意思があった場合に、負担が重すぎない範囲で「社会的障壁」を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行います。
- 障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設等に対し、市広報やホームページ等により、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。

実施目標(4) 個人情報の保護

個人情報の適切な取り扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進します。

住民
○ 個人情報の取扱いに十分配慮しつつ、日常的な近所づきあいを深めることで、となり近所での見守りの目を増やし、こうしたつながりを災害時などの有事に活かしていきます。
地域・関係機関・団体等
○ 個人情報の取り扱いに配慮しながら、地域において、支援を必要としている課題の発見に努めます。
市社会福祉協議会
○ 地域や行政などから得た個人情報の取扱いには十分配慮し、適切な支援がおこなえるようにしていきます。
市
○ 個人情報の取り扱いについて正しく理解し、適切に取り扱うことで、住民との信頼関係を築きながら、情報共有ができるように努めます。

実施目標(5) 苦情相談の対応

福祉サービス利用者の立場に立ったサービス提供体制が確保されるよう、苦情処理体制の整備を促進します。

住民
○ 広報紙や福祉サービス提供事業者等から、苦情相談のできる窓口等の情報収集に努めます。 ○ 福祉サービスを利用する際には、具体的な内容を福祉サービス提供事業者等に確認します。
地域・関係機関・団体等
○ 福祉サービス利用者からの苦情は真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。
市社会福祉協議会
○ 福祉サービス利用者からの苦情は真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。 ○ 苦情解決窓口や苦情解決体制の充実を図ります。
市
○ 福祉相談の窓口の適切な案内を行います。 ○ 関係機関の適切な紹介を行います。

実施目標決定後作成します

実施目標計画

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 法人成年後見受任体制の充実 ＜16＞						制度の周知や受任体制の充実
② 苦情解決窓口の充実 ＜17＞						適切な苦情解決が図られるよう窓口の充実

活動目標5 安全・安心を守る活動の推進

現状と課題

少子高齢化の進行や家族機能の低下等により、地域社会では住民同士のつながりが希薄化しているため、避難行動要支援者へのきめ細かい支援体制や緊急時等における地域の支え合いの確立等が求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり

災害時の支援体制の整備、協力等、いざという時の安心づくりを進めます。

住民
○ 地域で実施される防災訓練に参加し、防災支援体制に協力します。 ○ 各家庭において避難の方法や防災等について話し合い、災害時に備えます。 ○ 災害時には、声をかけ合い、支援を必要とする人（要配慮者）や近所の人たちと一緒に安全な場所へ避難します。 ○ 日頃から近隣や地域での人間関係を築くよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域による自主防災組織づくりを推進し、地域での防災意識を高めるよう努めます。 ○ 市から提供された避難行動要支援者名簿により避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成に努めます。
市社会福祉協議会
○ 住民同士の支え合いを支援します。 ○ 緊急通報装置の設置を支援します。 ○ 地域の防災研修を提案し、支援します。 ○ 市や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの育成強化に努めます。 ○ 「防府市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の見直しを図ります。
市

- 避難支援等の強化のため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ提供を行います。
- 災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行なえるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進します。
- 緊急時に、避難行動要支援者に適切な情報を迅速に伝える体制を整備します。
- 災害時の支援体制を整備し、強化するとともに、各地区における支援体制を推進します。
- ^{*}自主防災組織を育成し、災害に備えるための活動を支援します。
- 市社会福祉協議会や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアの育成や活動支援に努めます。
- 災害ボランティアセンターの設置を支援します。

実施目標(2) 安全・安心な地域づくりの推進

防犯等の活動を推進し、支援するなど、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

住民
○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどして、住民相互での助け合いに努めます。 ○ 防犯に努め、不審者や事件、事故等を見かけたら通報に努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域での防犯パトロールや子どもの登下校の見守り等の防犯活動の継続に努めます。
市社会福祉協議会
○ 小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。
市
○ 警察や青少年育成市民会議等との連携を強化し、「子ども110番の家」の啓発や巡視活動等を行い、地域における様々な防犯活動等を促進します。 ○ 悪徳商法等市民生活に関わる情報提供や講習会等の開催に努めます。 ○ 日常業務の中で高齢者と接することの多い防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。

実施目標計画

実施目標決定後作成します

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成 <18>						地域・関係団体・企業ボランティア等を対象に育成
② 避難行動要支援者の把握・情報管理や提供 <19>						名簿を活用した避難支援体制の充実
③ 交通安全や防犯等の活動支援 <20>						推進団体等と連携を図りながら実施

基本目標Ⅲ 誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり

活動目標1 支え合いのネットワークの拡充

現状と課題

ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭等で悩みや問題を抱えている人の孤立が増えてきています。**第一次計画及び第二次計画では**、孤立状態をなくし、地域で安心して暮らしていきえるよう、各地域がそれぞれの課題を見出し、地域の実情に合った活動を行う上での指針とするため、「小地域福祉活動計画」を策定する取組を行いました。

今後も、**既に**策定した「小地域福祉活動計画」に基づきながら、関係機関や地域の組織、^{*}生活関連事業者等による地域での見守り活動等、地域全体での支え合いのネットワークを強化することが重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（1） 社会福祉協議会の基盤強化

地域福祉活動の中心的な存在である市社会福祉協議会の体制や財政基盤を強化し、**各地域での活動拠点となる地区社会福祉協議会の活動促進と併せて、地域福祉活動を推進します。**

住民
○ 地域の活動に関心を持ち、参加・協力するよう心がけます。 ○ 地区社会福祉協議会等の行事や活動を理解し、積極的に参加します。
地域・関係機関・団体等
○ 地区社会福祉協議会や地域の関係機関・団体等の活動を積極的に住民へ周知し、関心をもってもらえるよう、効果的な情報提供に努めます。
市社会福祉協議会
○ 福祉の輪づくり運動の推進組織として活動の活性化を図ります。 ○ 住民へ社会福祉協議会の活動の認識と理解が深まるよう周知活動に努めます。 ○ 地区社会福祉協議会の活動を積極的に住民へ周知し、地域福祉活動の基盤強化を図ります。 ○ 各地域で策定された「小地域福祉活動計画」に基づいた活動の継続支援を実施し

ます。

- 組織体制の整備を図るとともに財源の確保に努めます。
- 行政や民間福祉団体等との連携強化に努めます。
- 地域づくりのための自主財源確保として赤い羽根共同募金をはじめ、公益的な取り組みやクラウドファンディング等の新たな財源確保について検討します。

市

- 「自分のまちを良くするしくみ」の赤い羽根共同募金の配分などによる小地域福祉活動を支援します。
- 地域福祉ネットワークの中心的存在としての社会福祉協議会の活動を支援します。
- 運営費等の助成により、市社会福祉協議会の財政基盤の強化を支援します。
- 市社会福祉協議会との連携体制の強化を図ります。
- 地区社会福祉協議会の研修会等の開催を支援します。
- 地区社会福祉協議会の活動のPRに協力します。

実施目標（２） 地域での連携の促進

地域のネットワーク活動を促進するとともに、自治会単位の福祉活動が活発化するように支援していきます。

住民
○ 互いの交流を深め、地域福祉活動を他人事とは思わず、自分の事（我が事）とした意識の向上に努めます。 ○ 自治会の地域活動に積極的に参加し、協力します。
地域・関係機関・団体等
○ 自治会は、住民に幅広い地域活動への参加を促すとともに、開かれた組織運営に努めます。 ○ 関係機関・団体等による住民による地域福祉活動を支援します。
市社会福祉協議会
○ それぞれの役割や機能をいかした切れ目のない支援ができるよう、自治会福祉部、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会による重層的な地域活動の仕組みづくりを検討します。 ○ 地域ケア会議等で市や関係機関と連携し、生活課題の解決に向けた支援をします。
市
○ 地域ケア会議を通し、ネットワークを構築するとともに、生活課題の解決に向けた支援をします。 ○ 各地域の福祉関係機関・団体等との連携を促進します。 ○ 合同研修会の開催等を支援します

実施目標決定後作成します

実施目標計画

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 各地域の小地域福祉活動計画 をいかした事業の支援 〈21〉						生活関連事業者や NPO 法人、企業等の 団体・組織との結び 付きを図りつつ、地 域の特性や要望に応 じた継続支援の実施
② 自治会単位の福祉活動の支援 〈22〉						情報提供等により活 動支援

活動目標2 福祉情報の発信

現状と課題

第一次計画においては、広報紙の内容や配布先の見直しによる、より効果的な広報活動や、福祉関係機関との協働、関連情報の有機的な整理等についての取組を実施しましたが、複雑多様化する福祉制度等に関する情報を、より分かりやすく地域住民へ提供できる体制を整えていく必要があります。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 情報提供の充実

福祉への理解と関心を持ってもらうため、各種広報紙やホームページを活用し、福祉サービスや制度に関する情報を分かりやすく情報発信します。

住民
○ 自分が受けたい福祉サービスの内容をよく理解し、選択するよう努めます。 ○ 必要が生じた場合は、その目的の範囲内で[*]個人情報の提供に承諾します。
地域・関係機関・団体等
○ NPO法人やボランティア団体は、様々な立場で活動している市民、団体等からの情報を発信します。 ○ 他の関係機関や福祉団体との連携を図り、相互に共有できる情報を共に発信していきます。
市社会福祉協議会
○ 各事業に関するパンフレットを作成し、広報紙「社協だより防府」やホームページを活用して、幅広い世代への福祉情報の周知に努めます。 ○ ホームページに掲載する情報を定期的に更新し、最新の情報を提供します。 ○ 報道機関（新聞社、テレビ局、ラジオ局）を活用し、幅広い福祉情報の提供や発信に努めます。 ○ コミュニティFM等へ出演し、最新の身近な福祉情報や福祉事業について聴く側に分かりやすく伝えていきます。 ○ 関係機関・団体やNPO法人等と連携し、各広報紙等へ福祉情報の掲載を依頼するなど、様々なところから福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。 ○ 地域住民の必要とする福祉情報について、市社会福祉協議会の情報だけでなく、

市や関係機関における情報も複合的に発信していけるように努めます。

市

- 市広報や市ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による情報提供の充実を図ります。
- 市役所や公民館等の公共施設にポスターの掲示、パンフレットの設置等を行います。
- 関係機関・団体やNPO法人等と連携し、各広報紙等へ福祉情報の掲載を依頼するなど、様々なところから福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。
- 視覚障害者向けの点字版広報紙や音声広報紙の発行や、聴覚障害者のための手話通訳者の配置を行います。

実施目標計画

実施目標決定後作成します

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 各種事業の情報提供の充実 〈23〉						広報紙等、様々な媒体を活用した新事業等の情報提供

活動目標3 多様なニーズに対するサービスの提供

現状と課題

福祉サービスが契約制度へと移行する中、支援を必要とする人たちの生活課題はますます多様化・複雑化しています。そういった課題に対応していくために、これまでのように地区座談会等を開催して常に福祉課題やニーズを把握するとともに、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、介護や生活支援の事業者、^{*}NPO等が連携して、それぞれの特性をいかした事業の展開を促進するなどにより、サービスの質的向上を図ることが求められます。こうした中で、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」、即ち、分野横断的な支援へと転換することが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（1） 福祉ニーズの把握

地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会の開催、福祉サービス提供者との情報共有等により、住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決に向けた意識づくりに努めます。

住民
○ 新聞を読む、地元テレビ局のニュースを見るなど、常に情報を受け止めるよう努めます。 ○ 福祉活動の中で知ったお互いのプライバシーを尊重します。
地域・関係機関・団体等
○ 福祉活動を通して、地域の中での福祉課題やニーズの把握に努めます。
市社会福祉協議会
○ 地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会等の開催を支援し、把握したニーズについて住民自身が解決していくことのできる地域の福祉力の育成に努めます。 ○ 民生委員・児童委員等からの情報により、住民のニーズを把握し、課題等を解決できるように支援します。 ○ 各地域の「小地域福祉活動計画」で取り組んでいる活動を支援することで、地域ごとの課題を探ります。 ○ 福祉関係機関が主催する会議等に参加し、情報共有することによりニーズや社会資源を把握します。
市

- 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会と連携し、住民の意見等を積極的に把握します。
- アンケートの実施等により、ニーズの把握に努めます。

実施目標(2) 連携・協働による福祉サービスの提供

福祉サービスの提供者や関係機関との連携・協働により、ニーズに即した福祉サービスの提供を促進していきます。

住民
○ 地域の身近な困り事は、住民同士で助け合います。 ○ 希望・意見等があれば、地域の組織に伝えます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域のニーズに即した福祉サービスの提供に努めます。
市社会福祉協議会
○ 住民主体による福祉サービスを促進します。 ○ 地域内の団体が連携しながら交流を深め、協働できるよう支援します。 ○ 地域住民と福祉サービスの提供者との連携を支援します。
市
○ 各地域・地区の関係機関・団体等と連携し、適切な福祉サービスの提供を図ります。

実施目標(3) 福祉サービスの質の向上

地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、それぞれの福祉サービスの内容を評価することにより、福祉サービスの質の向上等を図ります。

住民
○ 安心して利用できる福祉サービスの提案に努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 研修会等に参加したり、他の機関との情報交換をすることにより福祉サービスの質の向上に努めます。
市社会福祉協議会
○ 県社会福祉協議会の実施する「福祉サービス第三者評価」等を活用し、受審事業者の拡大とともに福祉サービスの向上が図られるよう支援します。 ○ 制度の狭間にある潜在的な課題や、既存の福祉サービスでは対応できない課題に対して、福祉サービスの研究や開発に取り組みます。 ○ 福祉サービスに従事している人たちのメンタルヘルスに関して、サポートする仕組みを充実させていきます。
市
○ 福祉サービス事業者等に対して自己評価を促します。 ○ 定期的な検証を行い、福祉サービスの向上を図ります。 ○ 専門職員を確保し、研修会等に積極的に参加させるなど資質の向上に努めます。

実施目標決定後作成します

実施目標計画

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 地域の研修会の開催 <24>						新しいニーズ・課題の把握
② 地域における協働・助け合いの場づくりの推進 <25>						介護予防、生活支援等の様々な生活課題に対応する社会資源の把握と開発

③ 福祉サービス従事者研修会の 開催 〈26〉						福祉サービスの向上 等を目的に年1回実 施

活動目標4 福祉関係機関等との連携

現状と課題

高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等の中には自ら支援を求めることができない人もいるため、地域の保健・医療・福祉関係機関のほか、市民活動団体や事業者等のネットワークを一層強化し、埋もれているニーズを把握することが求められます。また、生活困窮者自立支援法が施行されたことから、幅広く対応していくためにも、これまで以上に各分野の支援事業・支援機関との連携が必要とされます。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１） 保健・医療・福祉関係機関との連携強化

各々の専門性をいかし、多様なニーズにも対応できるよう、保健・医療・福祉関係機関の更なる連携を進めます。

住民
○ 地域・関係機関・団体の連携に協力します。
地域・関係機関・団体等
○ 地域の活動団体等と保健・医療・福祉関係機関とが連携し、地域の問題の解決に努めます。
市社会福祉協議会
○ 関係機関の地域ケア会議等において、高齢者、障害のある人等各分野間の情報交換と問題の共有に努めます。 ○ 必要に応じて個別のケース会議を実施するように努めます。
市
○ 市の関係部局を始め、関係機関・団体と緊密に連携し、情報の共有を図ります。 ○ 各種専門職の交流やネットワーク組織の育成・活動を、各種職能団体と連携を図りながら支援していきます。

実施目標(2) NPO法人、市民活動団体等との連携

ニーズの多様化等により、公的な福祉サービスだけでは支援ができない分野では、NPO法人や市民活動団体等とも連携し、支援の幅の拡大を図ります。

住民
○ 各分野のNPO法人等の活動に関心を持つよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域の活動団体の連携に努めます。
市社会福祉協議会
○ 市民活動支援センター等との協働により豊富な情報の提供に努めます。 ○ NPO法人や市民活動団体等と連携して社会資源の開発に取り組み、課題の解決に努めます。
市
○ NPO法人や市民活動団体等と連携して課題の解決に努めます。 ○ 市の関係部局が必要な情報を共有できるよう配慮します。

実施目標(3) 就労支援団体・機関との連携

就労支援団体や関係機関との連携により、低所得者や障害のある人等が住み慣れた地域で生活ができるよう、自立に向けた支援を目指します。

住民
○ ハローワークやホームページ、広報紙等を活用して、求職に関する情報を得るよう努めます。 ○ できるだけ早期に就労できるよう積極的な就職活動に努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 就労支援団体等と連携し、自立に向けた支援に努めます。
市社会福祉協議会
○ 三者（市、ハローワーク、市社会福祉協議会）が連携して貸付制度等を活用し、失業者世帯の自立に向けて支援をします。 ○ 市、ハローワーク、若者サポートステーション、山口障害者職業センター等との連携を一層強化し、情報交換により円滑な就労支援に取り組みます。 ○ 市、県社会福祉協議会、ハローワークと連携し、支援調整会議を開催し、生活困窮者の自立に向けて支援をします。
市
○ 市社会福祉協議会、ハローワーク、若者サポートステーション、山口障害者職業センター等と連携し、就労の向上に努めるとともに、各機関の活動に協力します。

実施目標(4) 住宅確保要配慮者への支援にかかる連携

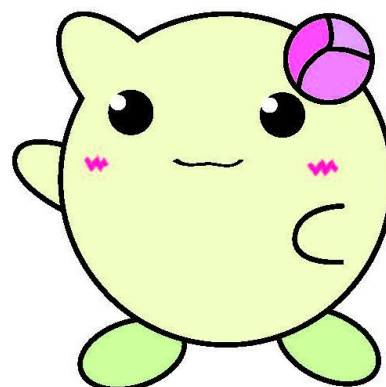
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居ができるよう配慮します。

住民
○ ハローワークやホームページ、広報紙等を活用して、住宅に関する情報を得るよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域における住宅確保要配慮者の把握や活用可能な住宅情報等の提供に協力します。
市社会福祉協議会
○ 住宅確保要配慮者に速やかな支援ができるよう県や市、福祉関係機関や不動産関係業者との情報の共有を図ります。
市
○ 自力では適正な水準の住宅を確保できない低所得者等に対して居住の安全確保を図るため、防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅、老朽化した市営住宅の計画的な建替えや改善を進め、公営住宅の質的水準の維持、向上を図ります。 ○ 市営住宅の管理に当たっては、真に住宅に困窮する低額所得者への市営住宅の公平・的確な供給を実施するため、高齢者や障害者等への優先入居や家賃減免、目的外使用の柔軟化等、地域の実情や住宅確保要配慮者の居住実態に応じた対応に努めます。 ○ 住居確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、家主に対して新たな住宅セーフティネット制度の普及啓発に努めます。

実施目標計画

実施目標決定後作成します

実施目標の内容	年次計画（年度）					計画目標
	28	29	30	31	32	
① 必要に応じた連絡会議（ケース会議等）の実施 〈27〉						ケースの内容により関係機関と共に随時実施
② 生活困窮者支援における関係機関との連携 〈28〉						行政や近隣住民等による見守り活動を含めた関係機関との連携
③ 関係機関の参加による情報交換会の実施 〈29〉						年1回実施



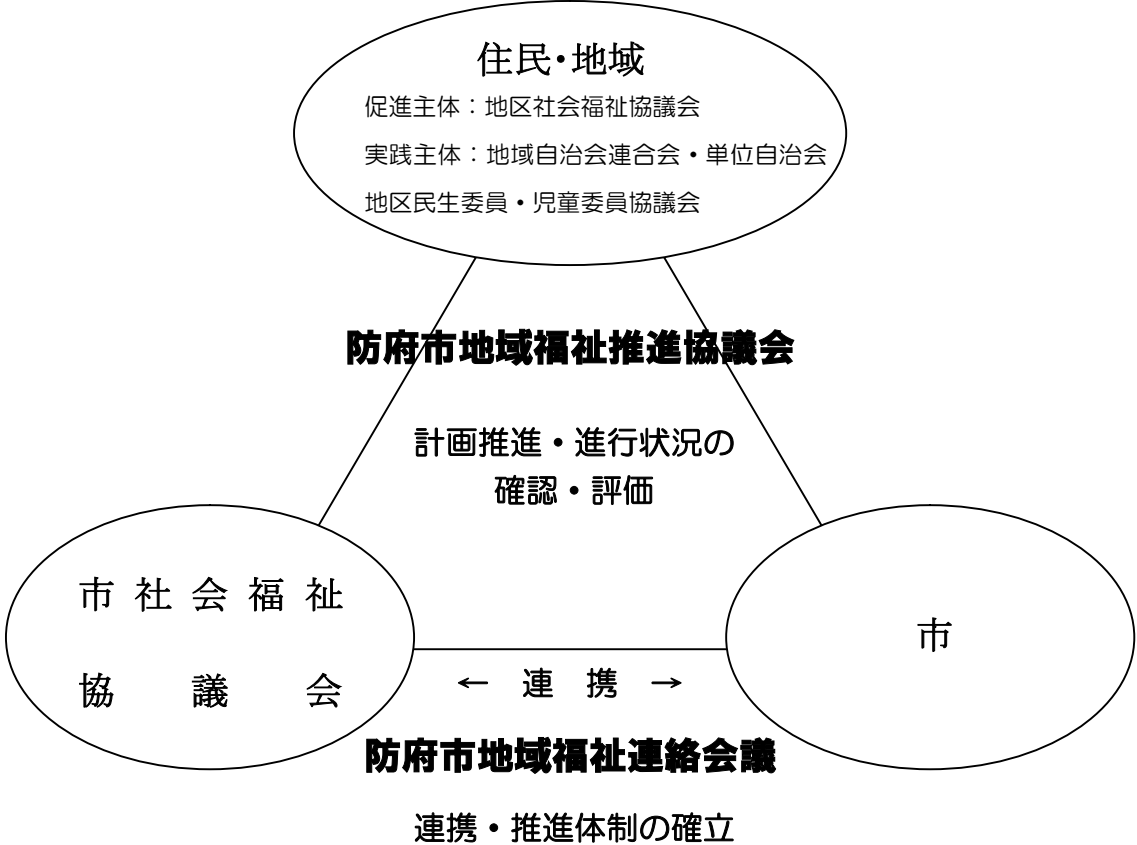
第5章

計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、平成23年度に設置した防府市地域福祉推進協議会により、住民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割が進んでいるかどうかを確認しながら、計画に掲げた取組を推進しています。

また、市においては、市社会福祉協議会と連携して防府市地域福祉連絡会議を設置し、市関係部局との連携も図りながら、地域福祉の推進を主体的に進めています。



なお、上図の市と市社会福祉協議会による組織的な推進体制のほか、各地域においては、地域の実情に合わせて地域福祉の推進組織を設置し、地域福祉の担い手である地域住民や自治会、民生委員・児童委員、福祉施設その他の事業者、NPO法人、ボランティア、当事者団体、関係機関等の参加を促進し、地域に根ざした地域福祉の推進に、住民・地域を挙げて、主体的に取り組むことが期待されます。

2 それぞれの役割

(1) 住民・地域の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する地域住民一人ひとりであり、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための話し合いを行い、自らできること（自助）や手助けできること（共助）に、自ら積極的に、また、地域を挙げて主体的に参画することが重要になります。

また、それぞれの地域では、地域の問題を住民同士で助け合って解決していけるよう、地域での住民の交流の促進を図るなど、地域住民が主体となった取組の普及・実践を図っていくことが求められます。

(2) 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉推進の中核として位置付けられており、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

このため、市社会福祉協議会は、市と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、本計画の基本的な考え方等を基に、それぞれの地域が取り組むこととなる地域の実情にあった具体的な活動計画の策定を支援し、その推進において住民や各種団体、市との調整役としての役割を担っていきます。

(3) 市の役割

市は、住民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があり、その責務を果たすために、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努めていきます。

また、計画が効果的に推進できるように福祉関係部局を中心に各関係部局と連携し、計画に基づく事業の進行状況を確認したり、庁内における意見交換や情報収集を進め、計画の推進に努めていきます。

3 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、県、県社会福祉協議会、共同募金会等の支援制度を積極的に活用します。

4 計画の評価

本計画の進行管理と実施状況の評価については、第**二**次計画に引き続き、防府市地域福祉推進協議会の活用を基本として進めていきます。

この協議会では、会議を定期的に行い、課題の点検を始め、進行管理や調整等を行うとともに、その結果を踏まえ、防府市地域福祉連絡会議において市（関係部局）と市社会福祉協議会間で十分な検討を行った上、必要に応じて計画の見直し等を引き続き行います。

また、本計画の最終年度には、年次計画として掲げた実施目標計画の具体的な検証をこの協議会において行い、次期計画の策定を進めていきます。併せて、現計画の進捗状況や実施目標計画の検証結果については、ホームページへの掲載等により広く住民へ公表します。

